

一般送配電事業者の調整力募集要綱案に対する意見募集の結果について

- 一般送配電事業者による平成２９年度調整力（電源Ⅰ・Ⅱ・Ⅰ'）募集要綱（案）に対し、当機関に設置した意見募集窓口に提出されたご意見及び各一般送配電事業者を確認したご意見への回答は下表のとおりです。
- 経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募に係る考え方」（平成２８年１０月１７日制定）で示されているとおり、調整力の要件については、将来的な市場調達への移行や、広域的な調整力の調達を可能とする観点から、一般送配電事業者横断的に標準化を進めることが重要であり、当機関において標準化の技術的な検討を進めていくとされています。また、その際、当機関においても一般送配電事業者と同様、発電事業者等からの意見提出を可能とする窓口を設置するとともに、意見募集の結果を公表することが望ましいとされています。
- 今回提出いただいたご意見については、当機関における調整力の要件標準化の技術的な検討の参考とさせていただくこととし、標準化の可否等について検討してまいります。
- なお、当機関が設置した窓口には提出されず、各一般送配電事業者が設置した窓口に提出されたご意見につきましても、各一般送配電事業者と情報共有のうえ今後の検討の参考とさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
北海道 １－１	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのか。	中央給電指令所内に設置する信号伝達装置に関しては、弊社が設置いたします。 費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので当社工務部電力託送センターへご相談ください。
北海道 １－２	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載あり。	入札に際しては、要綱に記載されている周波数調整機能のすべての条件を満たしていることが基本となります。 また、ガバナフリー無しの要件の発電機等の募集に関しては、広域機関における議論の結果、弊社における必要量は0となっており、今回の公募においては、募集を予定しておりません。
北海道 １－３	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	今回の募集においては、要件を満たすものであれば、蓄電池やDR等であっても応募いただくことは可能です。
北海道 １－４	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーター—の立場の場合は、アグリゲーター—との契約とするべきではないか？	電源単位での契約が基本的となりますが、アグリゲーター—との契約も可能であると考えています。
北海道 １－５	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい DR専用枠を設けて頂きたい。（電源B－I枠） その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい（何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等） ・DRシステムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい（2年以上等） ・入札した契約量の何％まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい（1mW等） ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
北海道 １－６	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。	随時調整契約との重複に関しては、契約者間の協議事項であると考えております。 一般送配電事業者として、周波数維持などの義務を履行するため、確実に調整力を確保する必要があることから、確実に確保可能な量を入札いただきたいと考えております。
北海道 １－７	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	新電力からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	募集要綱で規定することは馴染まないと考えております。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
北海道 1－8	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	アグリゲータにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行いたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力をご提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲーターにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願い致します。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰピーク調整力契約電力の変更はできません。)
北海道 1－9	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を提出いただきます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加していただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰピーク調整力契約電力の変更はできません。)
北海道 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ－bの公募記載がない状態ですが、今後、デマンドレスポンス実施のため、公募を実現いただきたくお願い致します。また、公募実現の際には、意見募集の場を設けていただきたくお願い申し上げます。	広域機関における議論の結果、当社における電源Ⅰ－bの必要量は0となっていることから、平成29年度の公募は予定しておりません。
東北 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	東北電力株式会社様におかれましても、電力・ガス取引監視等委員会 第9回 制度設計専門会合にて電気事業連合会様が発表された資料中の電源1－bの調達検討をいただきたくお願い致します。ネガワットには発電と異なる特性があり、それらを考慮し、ネガワットを調達いただける場合の希望スペックイメージを下記します。ご検討いただきたくお願い致します。 緊急予備力入札: ネガワットが参加できるための要件サマリー(案) ・発動条件: システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時 ・反応時間: 事前通告時間は典型的には1時間から4時間の間 ・持続時間: 明確な持続時間を設定。最短1時間、最長2時間を提案する。 ・リソースアベイラビリティ: ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク1、オンピーク2でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00(オンピーク1) 13:00-19:00(オンピーク2) ・対価の支払: 基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。 従量料金は提供されたすべてのMWhに応じて支払われる。 ・ディスパッチオーダー: リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ・ネガワット提供要件: 各リソースは最低でも約束した容量の100%を提供する。上限は設定されない。 ・失敗時の取り扱い: ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の100%) ・ベースライン: High 4 of 5 profile baseline(当日調整あり) ・計器/遠隔測定: 各参加需要家サイトでの5分毎のデータ読み込み 送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない ・発動制限: システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する(但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限)。 ・契約期間/ノミネーション: 契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする。 以上よろしくお願い致します。	電源Ⅰ－bは、周波数調整機能を必須としない電源等と理解いたします。 周波数調整機能を必須としない調整力として、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力公募を検討しており、意見募集は10月11日～10月21日で実施いたしました。 電源Ⅰ' のネガワットを対象とした要件につきましては、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の募集要綱(案)をご参照願います。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東北 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰーbの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい 電源Ⅰーbの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源Ⅰーbは、周波数調整機能を必須としない電源等と理解いたします。 周波数調整機能を必須としない調整力として、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力公募を検討しており、意見募集は10月11日～10月21日で実施いたしました。
東北 3ー1	電源Ⅰ'	平成 28 年度電源Ⅰ'厳気象対応調整力募集要項(案) 【1.はじめに(P1～P4)】 ・DR アグリゲータとして入札する東北電力小売部門が行使するであろう潜在的なマーケットパワーを非常に危惧している。主な理由は下記の二つ。 ①東北電力小売部門は、実証事業等を通してアグリゲータが獲得している需要家の情報を持っており、これは実証事業に参加している需要家を不公平にターゲットにする機会を与えている。さらに、東北電力小売部門が他社アグリゲータの顧客情報に継続的にアクセスし、競争上優位にたてることに対しても懸念がある。これらの情報に東北電力小売部門がアクセスできないよう顧客情報の保護等の対策を実施することを検討していただきたい。 ②東北電力小売部門は、同社管内のほとんどの需要家の小売事業者である。小売事業者として既存の電力需給契約を維持するのと引き換えに、不当な契約条件(高額な対価設定、ペナルティなし等)を提示して、電源Ⅰ' の公募に DR として入札することを懸念している。これは競争を阻害し、電源Ⅰ' を提供する DR の質の悪化や供給信頼度の低下に繋がりがかねない。東北電力小売部門が DR として電源Ⅰ' の公募に参加するにあたって需要家にオファーする契約条件に、何らかの具体的な制限を設けることが適当であると考え。具体的な制限措置は例えば下記とする。 ・DR 専用の明確な契約条項と価格設定(小売電力需給契約とのセット売りの禁止) ・送配電事業者から得られる DR 対価の 90%以上を需要家へ提供することを禁止 ・DR 契約がうまくいかなかった場合、小売契約のメニューを変更する等により需要家を脅迫することを禁止 ・どの需要家がどのアグリゲータ事業者と契約を締結しているかを防ぐ需要家情報保護のための適切な措置 ・監視等委員会による小売事業者の動向を監視 他社の要綱では、第三者への譲渡に関する記述があるが、東北電力の公募では落札された容量もしくはその一部を第三者への譲渡することが認められるのかご教示いただきたい。また、ペナルティなしで落札の権利を放棄できるかご教示いただきたい。(p.21 入札の辞退にも関連)	当社小売部門は経済産業省の「適正な電力取引についての指針」に基づく業務運営を行っており、指針に定められていない制限を設けることは考えておりません。
東北 3ー2	電源Ⅰ'	【2.入札スケジュール(P5～P6)】 ①今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。 ②入札のタイミングが評価されるかどうかご教示いただきたい。	①調整力募集に関する意見募集は継続しており、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ②入札のタイミングは、評価の対象になりません。
東北 3ー3	電源Ⅰ'	【3.募集容量・提供期間・対象電源・入札単位・契約電力(P7～P10)】 ①DR 専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。 ②ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。 ③アグリゲータとして複数年契約も用意していただきたい。 ④取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。 ⑤ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでのメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。 ⑥精算のためのデータがどのように提供されるのかをご教示いただきたい。 ⑦DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めていただきたい。 ⑧随意調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。 ⑨昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。 ⑩ロードディスパッチがスベックに入る場合には、ある一定サイズ毎にいただきたい。 ⑪調整力を様々な種類の電源から構成することを確実にすることは東北電力の利益になると考える。これによ	①、⑪経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。 ②、④当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。 ③今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。 ⑤指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降(1時間未満)に対応可能となりますので、評価点上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。 ⑥、⑩精算のためのデータ(基本料金、停電割戻料金、停止割戻料金、実績電力量)の算定を当社にて行い、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。 ⑦、⑩対象需要家に重複がない場合は、同一のアグリゲータから別の応札案件として応札することが可能です。 ⑧電源Ⅰ' 厳気象対応調整力としての契約については、本目的以外に活用しないことを条件としております。 ⑨提供時間を9時00分～20時00分としており、調整力の供出対象は昼休みも含まれます。 ⑩運用条件等がある場合は、提出様式7「運用条件に係る事項」の「その他」欄に記載ください。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		り調整力全体の供給信頼度を向上させ、長期的にはコスト削減にも繋がる。初年度においては、ある一定の DR を電源 I´として調達する%もしくは MW 等の専用枠を別途設定していただくことを検討していただきたい。DR は新しい電源としてのコストを発生しつつ、主に完全に減価償却済みの経年発電設備と競争しなくてはならず、短期的に不利な条件に置かれているため、このような措置は導入開始時期には重要である。DR が持続可能な電源としての地位を確立するために、電源 I´の調達量全体のうち 25%を DR 専用枠として設定することが適当であると考え。上限価格以下で入札した電源で十分な DR が確保できなかった場合、不足分については発電設備から調達することができる。競争の促進のみならず、DR 調達により得られる具体的な利点は下記の通り。 i. 自然と分散している需要家郡から得られる立地分散リスク ii. 複数の需要家で構成する大規模なポートフォリオが提供する高い供給信頼度。発電設備とは異なり、DR は複数の需要家からなる電源として即稼動停止することは決してなく、契約容量の 0%を提供することもない。 iii. 反応速度が速く柔軟性のある電源（特に再生可能エネルギーの系統接続が増加している状況では有効） （広域機関 第 7 回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 配布資料 2 32 ページ参照） ⑫DR は、常に系統に接続させているため、定義としてオンライン電源であると理解している。オンライン電源の定義を明確にしていきたい。（別途コメントあり） ⑬DR については、新設と理解しているが具体的にどのような試験等が実施される必要があるのかご教示いただきたい。また準備のタイミングについては、実際に運用が開始される前に試験等を設けることで、落札後も需要家集めをできるようご配慮いただきたい。” ⑭東北電力がオフライン電源の入札を制限したいのは明らかである。しかしながら、公募要領で提案されているメカニズムを懸念する。電源を 5 箇所と限定する代わりに、調達容量全体のうちある特定の容量をオフライン電源として限定落札することを提案したい。本提案は、現行の案よりも確実な落札結果を提供する。具体的には、調達容量全体の 33%までがオフライン電源の調達容量とすることを提案する。 ⑮東北電力の計量器から得られるデータで精算する場合、計量器からのデータをいつ・どのようにアグリゲータが取得できるのか明確にしていきたい(例:制度設計で議論されている A/B/C ルート等)。 ⑯DR 入札で参加する需要家が異なる場合には、アグリゲータ事業者によるある一定の創意工夫を認めるべく、異なるポートフォリオの構築をもって複数入札することを認めて頂きたい。ポートフォリオ構築にあたって、異なる業種・異なるビジネスプラン・異なる柔軟性・異なる反応時間・異なる需要家サイズ・異なるコストをもって複数のポートフォリオを構築することができ、各ポートフォリオは独自の電源として機能する。この柔軟性を認めていただくことで、東北電力は電源 I´調達コストを削減できる可能性が十分にある。	⑫オンライン電源とは、当社中央給電指令所から通信伝送ルートを通じて指令を受け、出力増減あるいは需要抑制を行うことで調整力の提供ができる電源等のことを言います。 ⑬機能の確認・試験方法等については、各事業者の実態を踏まえ、個別協議させていただきます。 ⑭実務対応上の観点から上限を設定しており、更なる緩和は困難です。
東北 3ー4	電源 I´	【4.入札にあたり満たすべき要件(P11～P18)】 ①随意調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。 ②最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。 DR 発動制限について、システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する(但し、1 発動/日が上限、連続発動は 3 日が上限)。 ロードディスパッチがスペックに入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。 ③需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい)。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合についてご確認いただきたい。 ④公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 ⑤計測はアグリゲータがスマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測することも認めていただきたい。 ⑥計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい(実証事業では 10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。 ⑦需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。 ⑧現地調査、および現地試験を行うことは、運用上効率的ではないと考える。 公募締め切り時に需要家のリスト等の内訳提出は不要ともraitたい。(実際、需要家の募集は 2017 年	①電源 I´ 厳気象対応調整力としての契約については、本目的以外に活用しないことを条件としております。 ②発電等継続時間は原則4時間としております。ただし、4時間より短いものでも応札可能ですが、4時間に満たないものについては、所定の計算方法により落札評価で考慮いたします。 運用条件等がある場合は、提出様式7「運用条件に係る事項」の「その他」欄に記載ください。 ③、④当社は、一般送配電事業者として安定供給を確保する観点から、確実に調整力を提供いただける事業者を選定するため、応札時点で需要家の確保(確保済もしくは確保が確実な需要家について応札)とリストの提出が必要となります。(契約協議の開始前までは需要家名称を符号化したリストで代替可能。) ⑤本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算いたします。 ⑥計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行えていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ⑦需要家ごとの調整量については、10キロワットから1キロワットに見直します。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		4 月直前まで行うため。)また、アグリゲータがコミットした MW を契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティが課される場合には、他市場のペナルティ内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。 ⑨電源Ⅰ´は最後に発動される安定供給に寄与する需給調整用途の電源だと理解しているが、ご確認いただきたい。 ⑩10 年に 1 度の厳気象に対応するための電源であると認識しているが、どのような条件下で電源Ⅰ´が発動されるのか明確にしていきたい。また、具体的な電源Ⅰ´の発動条件(トリガー)をご教示いただきたい。 ⑪改正電気事業法(第 3 弾)に係る託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令が閣議決定により、「分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置が適用される期限を平成 37 年 3 月 31 日と定めます。」とされたが、これは DR アグリゲータ事業者にも適用されるのかご教示いただきたい。 ⑫ポートフォリオ単位で DR の技術要件・機能を評価・確認していただきたい。また試験の成功要件については、電源Ⅰ´提供開始時期より前に送配電事業者との対向試験を実施し、ポートフォリオ単位での成功をもって制御機能の確認としていただきたい。現地試験での立会いで発生する時間・費用等を考えると、各需要家の現地調査及び現地試験を実施することは運用上効率的ではなく、費用対効果を考慮した DR 調達を考えると対向試験での技術的信頼性を確認していただきたい。 ⑬ネガワット調整金及び関連する小売事業者との契約等は、電源Ⅰ´には課さないようにしていきたい。理由は下記の 2 つ。 - i . 電源Ⅰ´は厳気象発生時に系統安定化・供給信頼度維持のために発動される電源だと認識しており、小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論からは切り離し、別途違った扱いがなされるべきである。小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論に関連するのはあくまで類型 1 もしくは類型 1-2 のネガワットのみに限定されるべきであり、類型 2(電源Ⅰ´)には不適切であると考える。 - ii . このような小売事業者との調整金及び関連契約等を必須条件としている市場では、アグリゲータ事業者の参加率が限定され、結果的に DR 業界全体が成長していない。ドイツでは同様の条件がアグリゲータ事業者と小売事業者間で必要とされおり、DR プログラムへの参加は極めて難しく、持続可能な事業運営体制を維持するのも難しい。もしこのような調整金・契約等の条件が制度設計上どうしても必要ということであれば、アグリゲータ事業者ではなく、例えば送配電事業者や広域機関のような第三者が調整を担うべきである。北米では ISO (例えば米国北東部の PJM)、France では TSO である RTE が調整役を担っており、小売事業者への補填等は実施している。	⑧必要に応じて、契約内容と合致していることを確認する必要があると考えております。当社は、一般送配電事業者として安定供給を確保する観点から、確実に調整力を提供いただける事業者を選定するため、応札時点で需要家の確保(確保済みもしくは確保が確実な需要家について応札)とリストの提出が必要となります。(契約協議の開始前までは需要家名称を符号化したリストで代替可能。) ⑨、⑩電源Ⅰ´は、10年に1回程度の猛暑時の対応のため確保いたしますが、そういった状況が発生しない場合でも、実際の運用の中で、需給バランス調整に活用できるものとしております。 ⑪「分社した旧一般電気事業者の発電所」と明記されています。 ⑫機能の確認・試験は契約単位で評価しますが、アグリゲータさまとの契約の場合は、必要に応じて各需要家の確認・試験を実施します。 ⑬アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事項については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。
東北 3-5	電源Ⅰ´	【6.評価の方法及び落札者の決定(P23～P28)】 ①託送約款を遵守し、調整力供給契約を担える事業者であることを考慮いただきたい。 ②DR 発動体制、需給管理体制、情報保護等がなされていることを考慮いただきたい。 ③DR システムを持ち、実施出来ることを考慮いただきたい。 ④今までの実証が参加要件として生かされる様にお願いしたい(例えば実証で何回以上の DR 指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等)。 ⑤入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかをご教示いただきたい。 ⑥入札価格の上限価格に関する記述がないが、設定されるのかご教示いただきたい。またその場合、設定された上限価格を入札するであろう事業者に公表するのかどうかともご確認いただきたい。 ⑦反応時間が 60 分の場合、非価格要素評価点として加点されるのかご教示いただきたい。60 分が加点対象とならない場合、例えば 59 分は加点対象となるのか、また具体的に何分間隔で反応時間を設定すれば加点対象となるのかご教示いただきたい。 ⑧各電源のラインロスの調整を非価格要素として評価対象にするようご検討いただきたい。具体的には、DR は常に系統に接続しており容量提供するにあたってラインロスが発生しない。そのため DR は非価格要素評価で 5 点を得るべきである。ラインロスの調整分に非価格要素評価を 5 点与えることで、発電設備に発生する～5%のラインロス(DR が発動時に実際に提供する容量よりも 5%少ない容量を発電設備は提供)を公平に反映することになる。このような各電源のラインロスの調整を用いることは、発電と DR 両方を調達する電力市場では一般的に見受けられる(例:PJM)。	①託送供給約等約款を遵守していただくと共に、本要綱ならびに契約書の内容について了解いただける事業者が公募の対象となります。 ②、③募集要綱に記載の設備要件を満たしていただける事業者が公募の対象となります。 ④本DR実証事業への参加実績に係る資料等については、“技術的信頼性”を確認するうえで有用と考えます。なお、今回いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。 ⑤入札された価格での支払いとなります。 ⑥公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。 ⑦反応時間は1分単位で設定しているため、59分以下は、加点対象とします。 ⑧非価格要素では、需給運用に貢献する機能であるものの、定量評価が難しいものを対象としております。また、電源Ⅰ´は厳気象対応として「発電出力の増加または負荷設備の抑制」を募集するものであることから、原案の「指令から調整までの時間が短いもの(1時間未満)」1項目(配点5点)を非価格要素評価いたします。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東北 3－6	電源Ⅰ´	【7.契約条件(P29～P38)】 ①アグリゲータとして複数年契約も用意していただきたい。 ②停電割戻対象時間を判断する「全部または一部」の定義を明確にさせていただきたい。可能であれば、具体的な算定式を用いて成功・失敗の判断いただくようお願いしたい。また、ペナルティについては、契約容量のうち実際に提供した容量、もしくは実際のパフォーマンスに応じた設定となるようご検討いただきたい。また、停止日数につきここでの電源1－bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。 ③算定式について、どのように算定されるのかより詳細な情報をご提示いただきたい。具体的には、停止割戻対象時間は、どのように求められるのかご教示いただきたい。諸外国の電力市場では、ペナルティは実際のパフォーマンスに応じて算定・評価されるのが通常である。例えば、100MW の契約容量を持つ電源が、実際に発動されたときに 80MW 提供した場合、当該電源は提供に失敗した不足分 20MW に対してペナルティを払うようになっている。100MW の契約容量全体に対してのペナルティを払うことにはなっていない。本公募案件においても同様にペナルティが規定されていると認識しているが、念の為ご確認いただきたい。また、いくつかの異なるパフォーマンスシナリオにおいてペナルティの算定の仕方を説明した具体例をご提示いただきたい。 ④両当事者にとって、契約の解除を回避するための措置及び状況改善する努力をする機会の設定を考慮していただきたい。	①今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。 ②、③経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行うことを考えています。本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも)満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験を求めることや、契約書(契約の解除)の則り是正を求めることがあります。電源Ⅰ－bについては、ご意見の意図が分かりかねますが、電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。 ④契約の解除については、契約書第22条に記載している即時契約解除の場合を除き、書面をもつての契約履行の催告を行った上で、30日を経過しても契約が履行されない場合に、実施することとしております。
東北 3－7	電源Ⅰ´	【8.その他(P39～P46)】 ①需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。 ②アグリゲータ単位の報告内容は実証事業の運用を踏襲(拠点内訳も報告(上記と同じ内容))していただきたい。 ③アグリゲータ設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲータから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にいただきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 ④計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。 ⑤通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。 ⑥通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ⑦インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。 ⑧OpenADR を用いた発動指令システムを用いている DR 事業者については、オンライン指令により出力可能と見なされるのかご教示いただきたい。また現在実証で OpenADR のシステム基盤は転用可能かどうかご教示いただきたい。	①、②、③、④計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行っていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ⑤、⑥、⑦、⑧DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
東北 3－8	電源Ⅰ´	平成 28 年度電源Ⅰ厳気象対応調整力募集要項(別冊)【電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約書】(案) 【第 8 条:計量】 ①アグリゲータ設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲータから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にいただきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 ②計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。 ③通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。 ④通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ⑤インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	①、②計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行っていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ③、④、⑤DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
東北 3－9	電源Ⅰ´	【第 9 条:計量器等の取付け】 アグリゲータが設置するデバイスは計測器として扱われるのかご教示いただきたい。また工事費・実費に関しては、それぞれ「通常の工事として合理的な範囲のものに限る」という記述にさせていただきたい。	アグリゲータが、どこに、どのように測定器を、どのように設置するかを踏まえ、協議のうえ、必要に応じて運用細目を定めることになると考えております。 工事費・実費に関するご意見については、今後の参考にさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東北 3－10	電源Ⅰ'	【第 14 条:停止割戻料金】 ①停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい。 ②停止割戻対象時間は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	①経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行うことを考えています。本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験を求めることや、契約書（契約の解除）の則り是正を求めることがあります。 ②1回の設備トラブルや計画外の補修につき最初の2時間を限度に停止割戻料金を算定します。
東北 3－11	電源Ⅰ'	【第 18 条:料金等の支払い】 取引決済は毎月1回実施としていただきたい。	契約書に記載のとおり、基本料金については原則翌月（契約期間の最終月は翌々月）、従量料金については翌々月に、月毎の料金清算を行うことを考えております。
東北 3－12	電源Ⅰ'	【第 19 条:電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約の契約電源等と重複する場合の特則】 DRで参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めていただきたい。	対象需要家に重複がない場合は、同一のアグリゲータから別の応札案件として応札することが可能です。
東北 3－13	電源Ⅰ'	【第 20 条:厳気象対応調整力の提供期間、提供時間および契約の有効期間】 ①アグリゲータとして複数年契約も用意していただきたい。 ②昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	①今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。 ②提供時間を9時00分～20時00分としており、調整力の供出対象は昼休みも含みます。
東北 3－14	電源Ⅰ'	【第 26 条:損害賠償】 「その賠償の責を負う(ただし、実際に負担した直接損害に限る。)ものとする」に変更していただきたい。また損害賠償の金額も契約金額を超えない限度額の設定を検討していただきたい。	契約に基づく行為に伴い、一方が他方に損害を阿賀得た場合、直接損害が否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
東北 3－15	電源Ⅰ'	【第 31 条:秘密保持義務】 義務の期間を例えば契約解除後 10 年等の設定を考慮していただきたい。また、秘密保持義務のスコープをいかなる機密情報(any proprietary information)に拡大していただきたい。	ご要望の意図・根拠が不明ですが、秘密保持については、永久に有効とすることを考えております。
東北 4－1	電源Ⅰ'	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	調整力募集に関する意見募集は継続しており、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
東北 4－2	電源Ⅰ'	随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力としての契約については、本目的以外に活用しないことを条件としております。
東北 4－3	電源Ⅰ'	過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい。	調整力募集に関する意見募集は継続しており、今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
東北 4－4	電源Ⅰ'	通信要件は現行程度(専用線等の過度な対策は行わない)としていただきたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
東北 4－5	電源Ⅰ'	統一した規格(共通化)をお願いしたい。	同上
東北 4－6	電源Ⅰ'	インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	同上
東北 4－7	電源Ⅰ'	オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施している OpenADR を用いることは想定していないのか。	同上
東北 4－8	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要で

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
			す。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行えていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
東北 4－9	電源Ⅰ	アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。
東北 4－10	電源Ⅰ	発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	電源の応募の場合は、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の望ましい対応を踏まえ、原則として発電機等を特定した上で容量単位での契約となります。
東北 4－11	電源Ⅰ	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする（入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。）。	当社は、一般送配電事業者として安定供給を確保する観点から、確実に調整力を提供いただける事業者を選定するため、応札時点で需要家の確保（確保済みもしくは確保が確実な需要家について応札）とリストの提出が必要となります。（契約協議の開始前までは需要家名称を符号化したリストで代替可能。）
東北 4－12	電源Ⅰ	公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示（入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど）をお願いしたい。	同上
東北 4－13	電源Ⅰ	その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	同上
東北 4－14	電源Ⅰ	ここでの電源1－bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	電源Ⅰ－bについて、今回は募集を実施いたしません。
東北 4－15	電源Ⅰ	Load dispatch が Spec に入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。	運用条件等がある場合は、提出様式7「運用条件に係る事項」の「その他」欄に記載ください。
東北 4－16	電源Ⅰ	停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行うことを考えています。本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験を求めることや、契約書（契約の解除）の則り是正を求めることがあります。
東北 4－17	電源Ⅰ	停止割戻対象時間（最長 2 時間）は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	1回の設備トラブルや計画外の補修につき最初の2時間を限度に停止割戻料金を算定します。
東北 4－18	電源Ⅰ	昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	提供時間を9時00分～20時00分としており、調整力の供出対象は昼休みも含みます。
東北 4－19	電源Ⅰ	ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
東北 4－20	電源Ⅰ	長期的には DR 容量 10MW 以下のものの組み入れをお願いしたい。	契約電力は、1千キロワット以上、1キロワット単位で設定します。
東北 4－21	電源Ⅰ	取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
東北 4－22	電源Ⅰ	公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
東北 4－23	電源Ⅰ	ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降（1時間未満）に対応可能となりますので、評価点上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
東北 4－24	電源Ⅰ	最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	発電等継続時間は原則4時間としております。ただし、4時間より短いものでも応札可能ですが、4時間に満たないものについては、所定の計算方法により落札評価で考慮いたします。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東北 4－25	電源Ⅰ'	DR 専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
東北 4－26	電源Ⅰ'	DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。	対象需要家に重複がない場合は、同一のアグリゲータから別の応札案件として応札することが可能です。
東北 4－27	電源Ⅰ'	DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。	契約内容を履行出来なくなった場合は、原則、契約解除が前提になると考えますが、事情・状況に鑑み、別途協議の上、判断させていただきます。
東北 4－28	電源Ⅰ'	ペナルティに関して今回設定されるⅠ' のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないとするため)。	本年度の募集に当たっては、試行的な部分も多くあることを踏まえ、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しておりますが、実績等を踏まえ、機能の確認や試験をお願いする場合や是正を求めることがあります。
東北 4－29	電源Ⅰ'	計測はアグリゲーターが実施する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算いたします。
東北 4－30	電源Ⅰ'	発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？ 相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。	取引に用いる計量器については、基本的に計量法に則る必要があると考えております。ただし、募集要綱の7. 契約条件(4)の備考に記載のとおり、発電機毎に計量できない場合は、別途協議により仕分を実施することとしております。
東北 4－31	電源Ⅰ'	スマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算いたします。
東北 4－32	電源Ⅰ'	需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール(申請方法、処置・応諾期間)等を予め設定する。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事項については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。
東北 4－33	電源Ⅰ'	測量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行えていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
東北 4－34	電源Ⅰ'	時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事項については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。
東北 4－35	電源Ⅰ'	スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)、設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行えていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
東北 4－36	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様にお願いしたい。	同上
東北 4－37	電源Ⅰ'	★計測粒度 ・現行ルール通り(10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。	同上
東北 4－38	電源Ⅰ'	取引決済は毎月 1 回実施(固定費・可変費とも)としていただきたい。	契約書に記載のとおり、基本料金については原則翌月(契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金清算を行うことを考えております。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東北 4－39	電源Ⅰ´	TypeⅡDR ではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事項については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。
東北 4－40	電源Ⅰ´	アグリゲータの条件として需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	需要家ごとの調整量については、10キロワットから1キロワットに見直します。
東北 4－41	電源Ⅰ´	需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）、設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行い、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行えていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際、報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
東北 4－42	電源Ⅰ´	アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告（上記と同じ内容）する。	同上
東北 4－43	電源Ⅰ´	アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DRの実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月1回（月末）に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい（例えば、24h以内、12h以内など）。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい（例えば、24h以内、12h以内など）。	同上
東北 4－44	電源Ⅰ´	実証参加等の実績が応札において評価されるようにして頂きたい。	本DR実証事業への参加実績に係る資料等については、“技術的信頼性”を確認するうえで有用と考えます。なお、今回いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。
東北 4－45	電源Ⅰ´	入札単位は1000kW以上の1000kW単位となっているが、さらに小規模のkW単位として頂きたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
東北 4－46	電源Ⅰ´	定検等は不可との記述ある一方、「あらかじめ定める定検等の期間を除く」等の記述もあり矛盾しているのではないか。	定期点検、補修作業等による停止できないため、「あらかじめ定める定検等の期間を除く」等の表現は削除します。
東北 4－47	電源Ⅰ´	提供期間は夏季のみとのことだが、通年として頂きたい。	冬季については電源ⅠをH3需要の7%確保することで、厳寒時にも対応できる見通しであることから、夏季のみの募集としております。また、猛暑が発生しうる期間を通して対応可能なことが必要であるため、募集量全量について提供期間を7/16～9/20といたします。
東京 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ－bの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい 電源Ⅰ－bの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	広域機関の議論結果を反映することとなっております。 電源Ⅰ需給バランス調整力については、常時の需給バランス調整を行う点で、設備要件等の一部を除き電源Ⅰピーク調整力と要綱の内容が同様であること等から、今年度の意見募集は省略させていただきました。なお、電源Ⅰ´厳気象対応調整力については、9/27～10/7に意見募集を行いました。
東京 2－1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰピーク調整力 【意見】 P11 第5章 募集概要1 入札時までにはオンラインとなっていない場合、契約開始時までにはオンライン設備を具備することになっているが、間に合わなかった場合どうなるのか。 【理由】 入札スケジュールでは、12月上旬の契約協議（落札決定）をし、そこからオンラインの設備を整えるには、機器の手配等、時間的・物理的に難しい場合があるのではないか。	対応について協議させていただき、その上で契約期間が見直し（短縮）される場合、契約期間に応じた料金とさせていただきます。
東京 2－2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰピーク調整力 【意見】 P11 第5章 募集概要3 「※5 水力発電設備の場合等の周波数調整機能につきまては別途協議します」とあるが、協議の結果、必	周波数調整機能の具備は必須の要件となりますので、原則として「必要なし」とはなりません。ただし、出力変化速度等を勘案し、当社が周波数調整機能を具備しているのと同等の機能を有すると認めた場合は協議させていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		要なしとなることはあるのか。また協議はいつまでに実施し、いつ決定するのか。 【理由】 現状、中央給電指令所とオンラインで有している機能は給電指令装置(DPI:Dispatching Power Indicator)のみのため、その機能のみで該当するのか確認したい。	
東京 2－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰピーク調整力 【意見】 P13 第5章 募集概要5 運用要件の「原則11時間提供可能」とあるが、ピーク調整力としてはかなり長い時間設定となっているが、どのような基準で設定しているのか。 【理由】 他社の募集要綱と比較して11時間は長いような気がする。広く公平に入札参加できる条件として提示しているのかが疑問。	エリア H3 発生時に必要な予備力を確保するために必要な運転継続時間を設定しております。
東京 2－4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰピーク調整力 【意見】 P31 第8章 契約条件1 契約期間が「1年間」とあるが、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱(案)と同様に、自動更新を認めてほしい。もしくは複数年契約を認めてほしい。 【理由】 1年間の契約では、経営リスクがおおきい。契約額の見直しは必要だと考えるが、原則として複数年の受給関係が担保される仕組みが必要と考える。	調整力を安定して調達する観点からは、1年以上の契約も選択肢の1つと考えておりますが、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」で長期＝1年間とされており、現時点ではこれに従っております。 なお、複数年の契約に関しては、関係箇所を含め今後の検討が必要です。
東京 2－5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ・Ⅱ調整力 【意見】 P9 第5章 募集概要1 契約単位は原則として発電機単位で契約となっているが、現状集約でしか計量していないため、個別協議が必要かと思うが、いつまでに行えばよいか。また計量法で定められた計量は必須か。 【理由】 発電機単位での計量となると、設備の改修や計量器の設置等にかかなりの時間を要することになるため。	原則として「発電機等を特定しての容量単位」での契約となりますので、計量箇所が所単位であれば所単位での応札となります。その際に事前協議は特段必要ありません。 また、原則として計量法にもとづいた計量器の設置が必要となりますが、必要により契約時に個別に協議させていただきます。
東京 2－6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ・Ⅱ調整力 【意見】 P11 第5章 募集概要3 「※5 水力発電設備の場合等の周波数調整機能につきましては別途協議します」とあるが、協議の結果、要なしとなることはあるのか。また、いつまでに協議を実施し、いつ決定するのか。 【理由】 現状、中央給電指令所とオンラインで有している機能は給電指令装置(DPI:Dispatching Power Indicator)のみのため、その機能のみで該当するのか確認したい。	周波数調整機能の具備は必須の要件となりますので、原則として「要なし」とはなりません。ただし、出力変化速度等を勘案し、当社が周波数調整機能を具備しているのと同等の機能を有すると認めた場合は協議させていただきます。
東京 2－7	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ・Ⅱ調整力 【意見】 P25 第7章 契約条件1 従量料金の記載されている「揚水運転を行うために要した託送料金を各月毎に清算します」とあるが、実際揚水に係る動力費用はどのような扱いになるのか。 【理由】 揚水に係る動力費用の扱いがわからないと、コストが出せないため、単価設定ができない。また揚水動力の購入先をどのように考えればよいのか。(運用も含め)	当社として必要な揚水に関しましては、当社が調整力を用いて揚水原資を確保し揚水を実施する方向で考えております。そのため精算対象となるのは託送料金部分のみであると考えます。なお、当社の判断により揚水した水は当社に帰属するものとします。
東京 3－1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのか。 オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。	電源Ⅰについては常時の周波数調整に利用することから、要件としております周波数調整機能やオンライン指令可能な設備を落札者さまにて設置していただく必要がございます。ただし、中央給電指令所内に設置する信号伝達装置に関しましては、弊社の負担により設置いたします。なお、要件を緩和しました「電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力募集要綱」を公表しておりますので、そちらもご参照ください。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう 記載あり。	
東京 3－2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	電源「等」としており、「等」の中には様々な電源およびネガワットを含んでおります。要件を満たしていれば全て入札対象としております。
東京 3－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰに対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約は、当社が調整力として利用したkWh(可変費)を支払う契約であるため、基本料金のお支払いはございません。なお、当社の専用電源として、常時確保する電源等(電源Ⅰ、Ⅰ′)については、公募により募集し別途 kW(固定費)を支払う契約を締結させていただきます。
東京 3－4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーター—の立場の場合は、アグリゲーター—との契約とするべきではないか？	需要家を集約してのアグリゲーターの場合は、アグリゲーター単位での契約となります。
東京 3－5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい DR専用枠を設けて頂きたい。(電源B－I枠)	要件を満たしていれば全て入札対象としております。また要件を緩和した「電源Ⅰ′ 厳気象対応調整力募集要綱」も公表しておりますので、そちらも併せてご参照下さい。なお、「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
東京 3－6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ①これまでのDR実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上のDR指令を受けどの程度成功しているか等) ②DRシステムを持ち実施出来ること ③需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ④アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2年以上等) ⑤入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ⑥ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW等) ⑦測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ⑧5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。 ⑨随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ⑩新電力からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ⑪アグリゲーターにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。 ⑫公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	①DRの成功率は考慮いたしません。100%供出可能な量を応札量として下さい。 ②「DRシステム」の定義が不明ではございますが、システムの有無にかかわらず要件に適合した設備等により契約kWを供出して頂く必要があります。なお、電源Ⅰ・Ⅱについては、常時の周波数調整に利用することから、当社中央給電指令所からのオンライン制御が必須となります。 ③制度設計専門会合の議論で1需要家が複数のネガワット契約を結ぶことは妨げられるものではないと整理されております。ただし、節電電力量の仕分けは明確にして頂き当社へ通知して頂く必要があります。 ④「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」で長期＝1年間とされており、現時点ではこれに従っております。調整力を安定して調達する観点からは、1年以上の契約も選択肢の1つと考えておりますが、複数年の契約に関しては、関係箇所を含め今後の検討が必要です。 ⑤確保済みで100%供出可能なkWを応札量として下さい。 ⑥ポジワット、ネガワット問わず電源Ⅰ・Ⅱの最低容量は±1.25万kWとなります。 (設定根拠:託送供給等約款別冊「系統連系技術要件」に記載されております、最低容量25万kWのAFC幅5%相当(25万kW×5%＝1.25万kW)) ⑦実績電力量については一般送配電事業者が当該需要家の検針結果をもとに把握いたします。 ⑧電源Ⅰ・Ⅱは周波数調整に利用するため、常時変動することから、需要計画と需要実績の差を調整電力量とし扱うこととなります。詳細については、契約協議の際に取決めさせていただきます。 ⑨③と同様です。 ⑩デマンドレスポンスを行う需要家の使用量情報については、需要家および当該需要家に小売供給を行っている小売電気事業者と協議・調整を願います。 ⑪ピーク調整力契約電力については100%応動していただくことが必要であり、当該契約電力の提供が可能であるか入札書で確認させていただきますので、応札段階で確保していただくことが必要となります。 ⑫⑪と同様です。
東京 4－1	電源Ⅰ′	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	ご指摘を踏まえ、今後意見募集を行う環境を整える方向で検討いたします。
東京 4－2	電源Ⅰ′	随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	他契約との重複契約は可能です。ただし契約kWを確実に供出できることを担保するための、別途確認およびその他協議をさせていただきます。
東京 4－3	電源Ⅰ′	過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい。	本要綱における各要件は、電力の安定供給に必要な不可欠なものと考えておりますが、今後の電源状況や系統状況等の変化を踏まえ、必要に応じ要件の見直し等を検討いたします。
東京 4－4	電源Ⅰ′	通信要件は現行程度(専用線等の過度な対策は行わない)としていただきたい。	原則として、当社中央給電指令所のシステムから直接指令の送受信が可能な設備が必要となります。詳細な仕様等に関しては別途お問い合わせ願います。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東京 4－5	電源Ⅰ'	統一した規格(共通化)をお願いしたい。	DR に対するオンライン指令の要件・仕様等は、将来的に全国大での標準化が必要な課題と認識しております。 なお、電源Ⅰ'につきましては、件数上限はあるものの、暫定的にオフライン指令による設備も応札可能としています。
東京 4－6	電源Ⅰ'	インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	同上
東京 4－7	電源Ⅰ'	オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施している OpenADR を用いることは想定していないのか。	同上
東京 4－8	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	供出電力量の計量に関しては、当社による需要家の検針結果をもとに契約者に算定していただきます。
東京 4－9	電源Ⅰ'	アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」で長期＝1年間とされており、現時点ではこれに従っております。調整力を安定して調達する観点からは、1年以上の契約も選択肢の1つと考えておりますが、複数年の契約に関しては、関係箇所を含め今後の検討が必要です。なお、契約条件等に関しましては、ポジワット・ネガワットを問わず同等といたします。
東京 4－10	電源Ⅰ'	発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	アグリゲータ単位での契約も可能です。
東京 4－11	電源Ⅰ'	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。)	当社は、落札判定において確実に電源Ⅰ'としての供給力を供出していただける事業者さまを選定する必要がございます。従いまして、入札書類として、需要家一覧表の提出は必須といたします。なお、応札量といたしましては、応札時点で確保出来ている kW(需要家一覧表に記載の kW)とさせていただきます。
東京 4－12	電源Ⅰ'	公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。	前述のとおり、応札量の 100%を確保していただく必要があります。
東京 4－13	電源Ⅰ'	その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	前述のとおりです。
東京 4－14	電源Ⅰ'	ここでの電源1－bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	電源Ⅰbにつきましては、電源Ⅰ募集要綱をご参照下さい。
東京 4－15	電源Ⅰ'	Load dispatch が Spec に入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。	運用に関して特記すべき条件等は、「運用条件に関わる事項(様式5)」に記載ください。
東京 4－16	電源Ⅰ'	停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい	運転継続可能時間(原則3時間)に亘り、契約 kW を供出していただく必要があります。運転継続時間もしくは供出した kW が未達であった場合は、割戻対象となります。また、ご指摘を踏まえて要綱を見直しました(「全部または一部」→「一部でも」)。
東京 4－17	電源Ⅰ'	停止割戻対象時間(最長 2 時間)は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	停止割戻は日単位で算定いたします。具体的には、当該停止において発行された作業停電伝票に記載の日数(1日未満の場合は1日で算定)を停止日数として算定します。
東京 4－18	電源Ⅰ'	昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	平日の9時～20時において供給力の供出が可能なことが要件となっております。昼休みにおいても除外はいたしません。
東京 4－19	電源Ⅰ'	ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	ポジワットとネガワットは同等に扱うこととしておりますので、最低入札量はともに 0.1 万 kW となります。なお、0.1 万 kW は、当社テレメータにおいて認識出来る最小値となります。
東京 4－20	電源Ⅰ'	長期的には DR 容量 10MW 以下のものの組み入れをお願いしたい。	同上
東京 4－21	電源Ⅰ'	取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。	同上
東京 4－22	電源Ⅰ'	公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	入札による競争効果を高めるために、上限価格の公表はいたしません。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
東京 4-23	電源Ⅰ'	ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	現時点において、指令応動時間によるメニューの細分化を設ける予定はございません。ただし、指令応動時間が1時間未満の設備に関しては、非価格要素評価にて加点いたします。
東京 4-24	電源Ⅰ'	最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	運転継続可能時間(原則3時間)に亘り、契約kWを供出していただく必要があります。運転継続時間もしくは供出したkWが未達であった場合は、割戻対象となります。
東京 4-25	電源Ⅰ'	DR専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとは別としていただきたい。	「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
東京 4-26	電源Ⅰ'	DRで参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。	複数入札も可能です。ただし、入札単位間での需要場所の重複等は不可とし、それぞれの入札において契約kWを確保していただく必要があります。
東京 4-27	電源Ⅰ'	DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。	是正勧告を行い、kWの確保に努めていただきます。なお、是正されるまでの期間につきましては、停止割戻の対象となります。是正勧告にも係わらず改善が認められない場合は、契約解除を含め協議いたします。なお、契約解除にあたり当社に損失が発生した場合は、損害賠償請求を行う場合もあります。
東京 4-28	電源Ⅰ'	ペナルティに関して今回設定されるⅠ'のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ'の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えるため)。	上ぶれに対する規定はしておりません。
東京 4-29	電源Ⅰ'	計測はアグリゲーターが実施する。	供出電力量の計量に関しては、当社による需要家の検針結果をもとに契約者に算定していただきます。なお計量器は取引に使用するため、計量法により検定されたものが必要との認識です。
東京 4-30	電源Ⅰ'	発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。	同上
東京 4-31	電源Ⅰ'	スマートメーターからのパルス、Bルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。	同上
東京 4-32	電源Ⅰ'	需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール(申請方法、処置・応諾期間)等を予め設定する。	同上
東京 4-33	電源Ⅰ'	測量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。	同上
東京 4-34	電源Ⅰ'	時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	同上
東京 4-35	電源Ⅰ'	スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。	同上
東京 4-36	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様にお願いしたい。	同上
東京 4-37	電源Ⅰ'	★計測粒度 現行ルール通り(10分前予告は5分毎、その他メニューは30分毎)。	具体的には、アグリゲータが集約する需要家の状況(計量器の種類・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。
東京 4-38	電源Ⅰ'	取引決済は毎月1回実施(固定費・可変費とも)としていただきたい。	固定費は当該月の翌月に、可変費は電力量確定の翌月にそれぞれ精算いたします。
東京 4-39	電源Ⅰ'	TypeⅡDRではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。	当社は、サービスエリア内の安定供給を実現するために、確実なkWの確保に努める必要がございます。その実効性の担保といたしまして、アグリゲータと小売事業者間とで供給力の供出に関する契約がなされていることが必要と考えます。
東京	電源Ⅰ'	アグリゲータの条件として需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	当社の要綱においては、「需要家ごとに10kWの調整量が必要」との設定はございません。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
4－40			
東京 4－41	電源Ⅰ’	需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	アグリゲータが、需要家に当社約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ需要者が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすることが必要です。具体的な内容については必要により協議させていただきます。
東京 4－42	電源Ⅰ’	アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告(上記と同じ内容)する。	同上
東京 4－43	電源Ⅰ’	アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。	報告時期および対応時間については、個別に協議させていただきます。
東京 5	電源Ⅰ’	【電源Ⅰ’厳気象対応調整力(kW)募集要項(案)】に対する意見 小売全面自由化後も旧一般電気事業者は依然として発電分野で圧倒的競争優位にあり、その競争力を活かした小売市場における寡占状態が続いている。調整力公募においても、旧一般電気事業者の非効率な老朽火力を徒に優遇し寡占状態を助長するような仕組みとならないよう、新規参入者の電源も参加しやすい仕組みとして頂きたい。 ＜全般＞ ①「電源Ⅰ」だけでなく、先日意見公募された「電源Ⅰ・Ⅱ調整力」についても周波数調整機能具備を必須とせずオフライン電源も含めた調整力の募集を行うことで、新規参入者の「電源Ⅲ」に分類される供給力について対象となるようにすべき。 ②公募の決定プロセスの透明性を高め、調整力要件に対する意見提示に対する対応結果(意見提示への検証・意見反映する際の評価、判断基準、担い手、結果公表のやり方など)を開示すべき。 ③調整力必要量の考え方は、更新の都度、その考え方・算定プロセスを明確にして頂きたい。 ④本年 3 月まで意見を募集していた予備力と、今回募集している調整力の違いが何か、そもそも異なるものなのか明確にすべき。 ＜要件＞ ⑤短期の契約期間(日単位、週単位、etc.)での募集についても検討して頂きたい。 ⑥当該調整力の必要量が示されていない状況で、オフライン指令の募集件数を最大 10 件に限定する理由はなく、現時点で暫定的な対応とすべきものでもない。 ⑦オフライン電源については「発電機単位でなくバランシンググループ単位など、グループ単位で応募する」ことも許容すべきと考える。 ⑧回数制限だけでなく、発動間隔、発動月や発動週を予め設けることを検討して頂きたい。 ＜契約条件＞ ⑨発動間隔、発動月や発動週を予め設けることで、当該期間以外においては応札者が自由に利用できるようして頂きたい。	①一般送配電事業者はゲートクローズ後の周波数・需給バランス調整を担うことになっており、電源Ⅰ・Ⅱ調整力については、現時点ではオンラインであることが必須と考えております。 ②「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係わる考え方」の内容を踏まえ、今後検討してまいります。 ③調整力の量と要件は広域機関の検討結果を踏まえて設定しております。 ④本年3月まで意見募集していた予備力は、今回の意見募集においては、電源Ⅰにあたるものです。一方、電源Ⅰ’については、厳気象対応調整力として、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(電力広域的運営推進機関)において、一般送配電事業者が調達して確保するものと整理されたものです。 ⑤トラブル発生等に伴い必要量が不足した場合の追加的な調達を短期契約とする予定です。なお、上記以外の短期調達の適用に当たっては、短期調達でも必要な調整力を確実に確保出来る蓋然性の確認および、コスト面や運用面を含めた検討が必要と考えております。 ⑥供出指令発動時の実務面を勘案し、オフライン箇所については10件までの募集としております。なお、将来的には全てオンライン設備とすることが望ましいと考えております。 ⑦制度設計 WG の議論において、調整力の確保単位は発電機単位が適当と整理されたと認識しております。 ⑧電源Ⅰ’は、事前に予見不可能な厳気象発生時の需給対応調整力としての位置づけのため、厳気象発生月においてはいつでも発動可能なことが要件となっております。 ⑨原則としては厳気象発時の対応調整力ですが、厳気象発生月以外においても、例えば他の大電源脱落等による需給ひっ迫時等において協力を要請する場合がございます。そのため、契約期間を1年間としており契約期間に応じた固定費のお支払いをするため、目的外使用は原則として禁止としております。
東京 6－1	電源Ⅰ’	【第3章:用語の定義】 10 ページ・DR: DR はオンライン電源とみなされることを確認いただきたい。	オンラインの定義は、「当社中央給電指令所のシステムから直接指令の送受信が可能なこと」としております。
東京 6－2	電源Ⅰ’	【第4章:入札スケジュール】 11 ページ・入札スケジュール: 今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	ご指摘を踏まえ、今後意見募集を行う環境を整える方向で検討いたします。
東京 6－3	電源Ⅰ’	【第5章:募集概要】 12 ページ～14 ページ・募集内容および電源Ⅰ’調整力(kW)が満たすべき要件 ①DR 専用枠を設定し、ポジワットのものとしていただきたい。	①「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		②ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。 ③取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。 ④ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。 ⑤公募要項内に上限価格を提示していただきたい。 ⑥ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたって、電力会社からの指令からその指令に応じるまでのメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。 ⑦精算のためのデータがどのように提供されるのかをご教示いただきたい。 ⑧DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。 設備要件 ⑨随意調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。 ⑩最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。 ⑪休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかをご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。 運用要件等、その他 ⑫ロードディスパッチがスペックに入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。 ⑬DR の場合のものを別途特定していただきたい。 ⑭各需要家の現地調査及び現地試験を実施することは運用上効率的ではないと考える。 ⑮OpenADR 等のネガワット取引用のシステムでのオンライン取引を前提として頂きたい。 ⑯東京電力殿とピーク調整契約を締結している施設については、当該契約の調整期間のみを本契約の対象外とし、それ以外の期間は本契約の対象として頂きたい。	②ポジワット・ネガワットを問わず最低入札量は 0.1 万 kW となります。 ③最低入札量の 0.1 万 kW を超える部分については、1kW 単位での入札をお願いします。 ④「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。 ⑤入札による競争効果を高めるために、上限価格の公表はいたしません。 ⑥現時点において、指令応動時間によるメニューの細分化を設ける予定はございません。ただし、指令応動時間が 1 時間未満の設備に関しては、非価格要素評価にて加点いたします。 ⑦翌々月に精算データを当社から契約者へ送付する予定です。 ⑧複数入札も可能です。ただし、入札単位間での需要場所の重複等は不可とし、それぞれの入札において契約 kW を確保していただく必要があります。 ⑨他契約との重複契約は可能です。ただし契約 kW を確実に供出できることを担保するために、別途確認および協議させていただきます。 ⑩運転継続可能時間(原則3時間)に亘り、契約 kW を供出していただく必要があります。運転継続時間もしくは供出した kW が未達であった場合は、割戻対象となります。 ⑪休日および祭日は指令対象外となります。平日における昼休み時間は指令対象であり、契約 kW を確保していただく必要があります。 ⑫運用に関して特記すべき条件等は、「運用条件に関わる事項(様式5)」に記載ください。 ⑬募集要綱に記載のとおりです。 ⑭原則として、効果量の確認試験が必要と考えております。 ⑮今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。 DR に対するオンライン指令の要件・仕様等は、将来的に全国大での標準化が必要な課題と認識しております。 なお、電源 I 'につきましては、件数上限はあるものの、暫定的にオフライン指令による設備も応札可能としています。 ⑯他契約との重複契約は可能です。ただし契約 kW を確実に供出できることを担保するために、別途確認および協議させていただきます。
東京 6ー4	電源 I '	【第 6 章・応札方法】 15 ページ～25 ページ これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。(実際、需要家の募集は 2017 年 4 月直前まで行うため。)アグリゲーターがコミットした MW を契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティーが課される場合には、他市場のペナルティー内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。	当社は、落札判定において確実に電源 I 'としての供給力を供出していただける事業者さまを選定する必要がございます。従いまして、入札書類として、需要家一覧表の提出は必須といたします。なお、応札量といたしましては、応札時点で確保出来ている kW(需要家一覧表に記載の kW)とさせていただきます。
東京 6ー5	電源 I '	【第 7 章:評価および落札者決定の方法】 26 ページ～27 ページ ①託送約款を遵守し、調整力供給契約を担える事業者であること。 ②DR 発動体制、需給管理体制、情報保護等がなされていること。 ③DR システムを持ち、実施出来ること。 ④今までの実証が参加要件として生かされる様にお願いしたい(例えば実証で何回以上の DR 指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等)。 ⑤価格要素評価点の計算で、休日・祝日等も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。 ⑥入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかを教えていただきたい。 ⑦ポジワットとネガワットは調達を枠を分けた上で、ネガワット枠の上限価格をポジワットが対象の電源 I ピーク調整力の落札平均価格とするのは不適切な為、ネガワットの上限価格はネガワット取引に関するガイ	①当社系統に連系するうえで、託送供給等約款の遵守は必須となります。 ②ご認識のとおりです。 ③要件を満たし、発動時には契約 kW を供出していただきます。 ④今までの実証の有無は問いません。ただし契約者(DR 事業者)においては、事前に契約者負担にて試験を実施していただきます。 ⑤休日・祝日は考慮いたしません。 ⑥落札となった場合は、入札時にご提出いただいた年間料金をお支払いいたします。 ⑦ご指摘をふまえ、今後の検討課題といたします。 ⑧ご指摘をふまえ、今後の検討課題といたします。 ⑨電源 I は電源 I 'の要件を全て満たしており、電源 I 'として用いることが可能であると考えております。当社は、一般送配電事業者として、安定供給と経済性の両立を目指した調達を行うため、結果として募集容量に変動が生じる場合もございますが、ご理解賜りたいと考えております。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		ドラインで言及されているネガワット取引による効果(3,500～9,000 円／kW／年)を前提に設定されるべきと考える。 ⑧現状では過度に価格要素に偏っていると言える。発電機はともかく DR はこれから市場が立ち上がるステージであり、アグリゲーター／事業者間で成功率のバラツキが大きいと想定される。実績が無い事業者／アグリゲーターが安値で落札したが、成功率が低く東京電力として精度の高い調達が行えなかった、という事態を避けるように、国内外の DR の実績をより評価していただきたい。 ⑨「電源Ⅰピーク調整力の落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量を超過した場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除」との記載があるが、電源Ⅰ'をポジワットとネガワットで別枠とした上で、当該超過分はポジワット枠から控除として頂きたい。	
東京 6－6	電源Ⅰ'	【第8章:契約条件】 28 ページ～31 ページ ①随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。 ②アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。 ③需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい)。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合には基本料金が毎月の登録要領に応じて調整されるだけであると理解するが、ご確認いただきたい。 ④公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 ⑤Type II DR ではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。 ⑥計測はアグリゲーターがスマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測することも認めていただきたい。 ⑦計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい(実証事業では 10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。 ⑧各需要家の現地調査及び現地試験を実施することは運用上効率的ではないと考える。 ⑨停止日数において、電源1－bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。 ⑩停止割戻対象時間は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。 ⑪ペナルティは、ペナルティ発生月の基本料金を上限として頂きたい。 ⑫「その他／アグリゲータに関する事項」の 2 点目の、「～アグリゲータと契約者の間で、必要な契約等が締結されており、～」との記載で、契約者とは誰を指すのかご教示いただきたい。もし契約者が本調整力契約者を指す場合、アグリゲータと契約者間での契約締結とはどのような状況を想定しているのかご教示いただきたい。	①他契約との重複契約は可能です。ただし契約 kW を確実に供出できることを担保するために、別途確認および協議させていただきます。 ②「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る監視の考え方」で長期＝1年間とされており、現時点ではこれに従っております。調整力を安定して調達する観点からは、1年以上の契約も選択肢の1つと考えておりますが、複数年の契約に関しては、関係箇所を含め今後の検討が必要です。なお、契約条件等に関しましては、ポジワット・ネガワットを問わず同等といたします。 ③当社は、落札判定において確実に電源Ⅰ'としての供給力を供出していただける事業者さまを選定する必要があります。従いまして、入札書類として、需要家一覧表の提出は必須といたします。なお、応札量といたしましては、応札時点で確保出来ているkW(需要家一覧表に記載のkW)とさせていただきます。 ④前述のとおりです。 ⑤当社は、サービスエリア内の安定供給を実現するために、確実なkWの確保に努める必要があります。その実効性の担保といたしまして、アグリゲータと小売事業者間とで供給力の供出に関する契約がなされていることが必要と考えます。 ⑥⑦供出電力量の計量に関しては、当社による需要家の検針結果をもとに契約者に算定していただきます。なお計量器は取引に使用するため、計量法により検定されたものが必要との認識です。 ⑧原則として、効果量の確認試験が必要と考えております。 ⑨電源Ⅰ 募集要綱をご参照下さい。 ⑩停止割戻は日単位で算定いたします。具体的には、当該停止において発行された作業停電伝票に記載の日数(1日未満の場合は1日で算定)を停止日数として算定します。 ⑪ペナルティの精算は年度末月となりますので、上限は年間の基本料金となります。 ⑫小売事業者となります。ご指摘を踏まえて要綱の見直しました。
東京 6－7	電源Ⅰ'	【第9章:その他】 32 ページ～35 ページ ①需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。 ②アグリゲーター単位の報告内容は実証事業の運用を踏襲(拠点内訳も報告(上記と同じ内容))していただきたい。 ③アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 ④計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。 ⑤通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。 ⑥通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ⑦インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。 ⑧「DR を活用した契約者の場合、Xを「調整量ベースラインから求められる積分値」にYを「当社の指令にもとづく需要実績の積分値」に読み替えます」との記載があるが、XとYが逆なのではないか。	①②アグリゲータが、需要家に当社約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ需要者が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすることが必要です。具体的な内容については必要により協議させていただきます。 ③報告時期および対応時間については、個別に協議させていただきます。 ④供出電力量の計量に関しては、当社による需要家の検針結果をもとに契約者に算定していただきます。 ⑤～⑦DR に対するオンライン指令の要件・仕様等は、将来的に全国大での標準化が必要な課題と認識しております。 なお、電源Ⅰ'につきましては、件数上限はあるものの、暫定的にオフライン指令による設備も応札可能としています。 ⑧ご指摘を踏まえて要綱を見直しました。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		理由記入欄 ポジワットとネガワットを明確に区別し、デマンドレスポンスを推進するため。	
中部 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰ－bについて要綱案が公表されていないが、公表し、公募を実現していただきたい 電源Ⅰ－bの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源Ⅰ´厳気象対応調整力については、9/21～10/5に提案募集を行い、10/31に募集を開始いたしました。 電源Ⅰ需給バランス調整力については、既に提案募集を行った電源Ⅰピーク調整力と募集要綱の内容が設備要件等の一部を除き同様であること等から、今年度の提案募集は省略させていただき、10/31に募集を開始いたしました。
中部 2－1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載あり。	入札にあたっては、募集要綱で定める入札の条件を満たしていただくことが必要です。 なお、周波数制御機能を必須としない調整力として、電源Ⅰ需給バランス調整力および電源Ⅰ´厳気象対応調整力を用意しておりますので、当該調整力募集への応札をご検討くださいますようお願いいたします。
中部 2－2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	蓄電池については発電設備に準ずるものとして取り扱うこととしており、募集要綱に反映いたしました。
中部 2－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰに対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約は、原則として、ゲートクローズ以降に発電等余力がある場合に当社の指令に従い発電等を行っていただき、その対価として、調整力料金をお支払いする契約であり、基本料金に相当する料金のお支払いはございません。
中部 2－4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とするべきではないか？	デマンドレスポンスを実施できる需要者を集約してピーク調整力または調整力の提供を行っていただく場合、その集約の単位を契約電源等の単位といたします。
中部 2－5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	デマンドレスポンスの増減の「増」について、例えば発電機稼働している事業所で実施時に発電機を停止し受電を行うことでの増は認められるか？また、その場合の契約超過や最大値の更新ひいては自家補使用として処理されるのか等を確認。	発電機を停止し、系統需要の受電を増加させることによる対応も可能です。 ただし、デマンドレスポンスについては当面の間、需要削減が中心であると認識しており、今後需要増加への対応状況等を踏まえて、接続送電サービス料金等、託送供給等約款における扱いについて検討してまいります。
中部 2－6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	ガバナフリーやオンライン制御についてはNWアグリゲーターの場合はこの要件定義は不要ということでもいいか？	負荷設備を活用してピーク調整力または調整力の提供を行う場合においても、発電設備と同等の周波数調整等機能やオンライン指令の信号送受信機能に係る機能を具備していただくことが必要です。具体的な内容については機能を確認のうえ必要に応じて協議させていただきます。
中部 2－7	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DR実施先への要件定義を明確にしてほしい。	募集要綱で契約電源等に求める条件を定めており、ピーク調整力または調整力の提供を行う需要者およびアグリゲーターにおいては当該条件を満たしていただきますようお願いいたします。
中部 2－8	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。	ベースラインについては需要場所ごとの接続計画対象電力量といたします。ベースラインの設定方法については、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱に反映いたしました。 5分後の出力等の値を指令いたしますが、指令については随時対応していただくことが必要です。
中部 2－9	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRによる非価格ポイントについての定義がないが、算定できない分で公平性に欠けるのでは？	負荷設備を活用してピーク調整力の提供を行う場合についても、発電設備と同様に評価をいたします。 具体的には出力変化速度については、募集要綱で定める加点条件を満たす場合には加点評価いたします。また、ADC幅については、発電機のように最低出力まで持ち上げなくてもピーク調整力の提供が可能であり、ADC調整幅の下限はゼロとみなすことができることから、加点評価いたします。
中部 2－10	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2年以上等)	経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、契約期間は最大でも1年間とされており、これに則り1年契約とさせていただきます。
中部 2－11	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい	一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実にピーク調整力を提供いただける事業者を選定する必要があること、また、次年度の供給計画作成に鑑み、募集要綱に定めたスケジュールに則り落札候補者選定を行う必要があることから、応札時点でピーク調整力契約電力に相当するピーク調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。 なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、ピーク調整力契約電力の変更はできません。)

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
中部 2－12	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等)	ポジワット(発電設備を活用したピーク調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用したピーク調整力の提供)は同等に扱うこととしておりますので、入札条件も同一とさせていただきます。
中部 2－13	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい	実績電力量については一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握いたします。
中部 2－14	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等)	ピーク調整力契約電力の妥当性の確認方法の一つとして、実証事業等における実績を確認させていただきます。
中部 2－15	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。	同一需要者のデマンドレスポンスをもとに複数の事業者による供給力(調整力)を提供することは可能であり、電源Ⅰピーク調整力への応札も可能ですが、ピーク調整力の提供の実効性を担保する方策について、確認および協議をさせていただきます。
中部 2－16	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	デマンドレスポンスを行う需要者の使用量情報については、需要者および当該需要者に小売供給を行っている小売電気事業者と協議・調整を願います。
中部 2－17	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	アグリゲータにより需要家募集は 3 月末まで可能として頂きたい。	応札時点でピーク調整力契約電力に相当するピーク調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、ピーク調整力契約電力の変更はできません。)
中部 2－18	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	応札時点でピーク調整力契約電力に相当するピーク調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、ピーク調整力契約電力の変更はできません。)
中部 3－1	電源Ⅰ	3.入札実施のスケジュール ・今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	提案募集については、募集締切以降も引き続き受け付け、次年度以降の調整力の募集に活用させていただきます。
中部 3－2	電源Ⅰ	8-(3)発電設備等の機能 ①随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。 ②過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい。 ③通信要件は現行程度(専用線等の過度な対策は行わない)としていただきたい。 ④統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ⑤インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。 ⑥オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施している OpenADR を用いることは想定していないのか。 ⑦計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	①同一需要者のデマンドレスポンスをもとに複数の事業者による供給力(調整力)を提供することは可能であり、電源Ⅰ 厳気象対応調整力への応札も可能ですが、厳気象対応調整力の提供の実効性を担保する方策について、確認および協議をさせていただきます。 ②～⑥デマンドレスポンスに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要 な課題と認識しております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ⑦実績電力量については、一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握いたします。また、デマンドレスポンスを行う需要者の使用量情報については、需要者および当該需要者に小売供給を行っている小売電気事業者と協議・調整を願います。
中部 3－3	電源Ⅰ	6. 契約電源等および入札の単位 ①アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。 ②発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。 ③契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。) ④公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。 ⑤その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 ⑥ここでの電源 1ーb の扱いはどうなるのかご教示いただきたい。 ⑦Load dispatch が Spec に入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。 ⑧停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい ⑨停止割戻対象時間(最長 2 時間)は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。 ⑩昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、除外する場合、評価の時に DR に不利な条	①経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、電源Ⅰの契約期間は最大でも 1 年間とされていること、また当社として厳気象対応調整力の提供を必要とする期間を考慮して、提供期間を設定いたしております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ②デマンドレスポンスを実施できる需要者を集約して厳気象対応調整力の提供を行っていただく場合、その集約の単位を契約電源等の単位といたします。 ③～⑤一般送配電事業者として、確実に厳気象対応調整力を提供いただける事業者を選定することから、応札時点で厳気象対応調整力契約電力に相当する厳気象対応調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。) ⑥差替えについては、代替発電機等が募集要綱で定める要件を満たす場合で、当社が認めた場合に差替えが可能となります。 ⑦募集要綱『2 厳気象対象調整力の提供』において、「(2) 当社の指令に従い、当社が指定する 30 分ごとの時間帯に、当社が指定する電力量の発電等を行っていただきます。」と定めており、また、募集要綱『7 厳気象対象調整契約電力』において、「厳気象対応調整力契約電力は、当社が契約上使用できる最大容

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		件にならないよう配慮いただきたい。	量(キロワット)」と定めておりますので、これに従ってご対応をお願いいたします。 ⑧経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停電割戻料金の算定を行うことを考えています。ただし、本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書に則り是正を求めることがあります。” ⑨停止割戻対象時間は、料金算定期間(毎月1日から当該月末日まで)の停電時間を累計して算定いたします。 ⑩提供時間は午後1時から午後8時までとなります。
中部 3－4	電源Ⅰ´	7. 厳気象対応調整力契約電力 ・ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。 ・長期的には DR 容量 10MW 以下のものの組み入れをお願いしたい。 ・取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。	小容量の電源等が多くなると、オンライン指令の場合には当社中央給電指令所への接続が増えることにより通信コストが増加すること、オフライン指令の場合には契約者への連絡等の追加対応が生じ、迅速な指令に支障を及ぼす懸念があることを考慮して設定いたしております。
中部 3－5	電源Ⅰ´	8. 入札の条件(1)上限価格 ・公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格およびその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
中部 3－6	電源Ⅰ´	8. 入札の条件(4) ①ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。 ②最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。 ③DR 専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。 ④DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。	①募集要綱『11 総合評価方式における総合ポイントの算定』において、指令から発電等までの時間が1時間未満の応札案件の場合、加点評価を行うこととしており、応動時間(当社の指令からその指令に応じるまでの時間)の多様性・迅速性を考慮した調達の仕組みであると考えております。 ②発電等の継続時間については、厳気象H1の需要カーブに対して3%の予備力を保有した場合と、平年H3の需要カーブに対して8%の予備力を保有した場合(火力増出力の発動を考慮)を比較すると、電源Ⅰ´には最低限午後1時～午後3時の時間帯での発動が必要であり、これを踏まえて継続時間を2時間といたしました。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ③ポジワット(発電設備を活用した厳気象対応調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供)は同等に扱うこととしておりますので、入札条件も同一とさせていただきます。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ④募集要綱『6 契約電源等および入札の単位』において、入札は契約電源等ごとに厳気象対応調整力契約電力を設定して実施していただくことを規定しており、ご提案の応札方法は可能です。
中部 3－7	電源Ⅰ´	9. 主な契約条件(7) ①DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。 ②ペナルティに関して今回設定されるⅠ´のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ´の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えるため)。	①契約締結後、厳気象対応調整力契約電力に基づく厳気象対応調整力の提供が困難となった場合には、契約の解除に至る可能性があり、その際には標準契約書第24条に基づく補償または第27条に基づく損害賠償を求めることとなります。 ②調整電力量が指令を上回った場合には、他の契約電源等を用いて下げ調整を行う必要がありますので、厳気象対応調整力の提供を適切に行えなかったと判断いたします。経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停電割戻料金の算定を行うことを考えています。 ただし、本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書に則り是正を求めることがあります。
中部 3－8	電源Ⅰ´	9. 主な契約条件(5) ・計測はアグリゲーターが実施する。 ・発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？ 相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。 ・スマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。	実績電力量については、一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握いたします。また、デマンドレスポンスを行う需要者の使用量情報については、需要者および当該需要者に小売供給を行っている小売電気事業者と協議・調整を願います。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		・需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール（申請方法、処置・応諾期間）等を予め設定する。 ・測量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。 ・時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ・スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。 ・計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様にお願いしたい。 ★計測粒度 ・現行ルール通り（10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎）。 ・取引決済は毎月 1 回実施（固定費・可変費とも）としていただきたい。 ・Type II DR ではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。	
中部 3－9	電源Ⅰ'	8.入札の条件（5） ①アグリゲータの条件として需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。 ②需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。 ③アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告（上記と同じ内容）する。 ④アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月 1 回（月末）に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい（例えば、24h 以内、12h 以内など）。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい（例えば、24h 以内、12h 以内など）。	①現時点で、特定卸供給の要件として予定している1kWに修正いたします。 ②～④実績電力量については、一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握いたします。
中部 4－1	電源Ⅰ'	対象：平成 28 年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要項（案） P3.2「厳気象対応調整力の提供」 DR は、常に系統に接続させているため、定義としてオンライン電源であると理解している。オンライン電源の定義を明確にしていきたい。	デマンドレスポンスに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段について記載をお願いいたします。 なお、オンライン指令とは、募集要綱『2 厳気象対応調整力の提供』において、「一般送配電事業者が自らの供給区域の需給バランス調整を行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に発電設備等へ発電等を指令すること」と定義しております。
中部 4－2	電源Ⅰ'	P5.4「募集容量」 ・DR 専用枠を設定し、ポジワットのものとしていただきたい。 ・ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限（1,000kW 以上）をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。 ・取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。 ・ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。	ポジワット（発電設備を活用した厳気象対応調整力の提供）とネガワット（負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供）は同等に扱うこととしておりますので、入札条件も同一とさせていただきます。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 小容量の電源等が多くなると、オンライン指令の場合には当社中央給電指令所への接続が増えることにより通信コストが増加すること、オフライン指令の場合には契約者への連絡等の追加対応が生じ、迅速な指令に支障を及ぼす懸念があることを考慮して設定いたしております。
中部 4－3	電源Ⅰ'	P5.5「厳気象対応調整力の提供期間および提供時間」 ・アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、電源Ⅰの契約期間は最大でも1年間とされていること、また当社として厳気象対応調整力の提供を必要とする期間を考慮して、提供期間を設定いたしております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
中部 4－4	電源Ⅰ'	P7.7「厳気象対応調整力契約電力」 ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限（1,000kW 以上）をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	小容量の電源等が多くなると、オンライン指令の場合には当社中央給電指令所への接続が増えることにより通信コストが増加すること、オフライン指令の場合には契約者への連絡等の追加対応が生じ、迅速な指令に支障を及ぼす懸念があることを考慮して設定いたしております。
中部 4－5	電源Ⅰ'	P5.5「厳気象対応調整力の提供期間および提供時間」P8.「入札の条件」（2）対象発電設備等 具体的にどのような試験等が実施される必要があるのかご教示いただきたい。	提供期間の始期より厳気象対応調整力の提供を遺漏なく行うために、必要な準備を契約者に行っていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
中部 4－6	電源Ⅰ'	P6.6「契約電源等および入札の単位」 DR 入札で参加する需要家が異なる場合には、アグリゲータ事業者によるある一定の創意工夫を認めるべく、異なるポートフォリオの構築をもって複数入札することを認めて頂きたい。ポートフォリオ構築にあたって、異なる業種・異なるビジネスプラン・異なる柔軟性・異なる反応時間・異なる需要家サイズ・異なるコストをもって複数のポートフォリオを構築することができ、各ポートフォリオは独自の電源として機能する。この柔軟性を認めていただくことで、中部電力は電源Ⅰ' 調達コストを削減できる可能性が十分にあると考える。	募集要綱『6 契約電源等および入札の単位』において、入札は契約電源等ごとに厳気象対応調整力契約電力を設定して実施していただくことを規定しており、ご提案の応札方法は可能です。
中部 4－7	電源Ⅰ'	P7.8「入札の条件」 ①公募要項内に上限価格を提示していただきたい。 ②需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。 ③ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。 ④最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	①公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格およびその算定方法については、事前に公表しないこととしております。 ②現時点で、特定卸供給の要件として予定している1kWに修正いたします。 ③募集要綱『11 総合評価方式における総合ポイントの算定』において、指令から発電等までの時間が1時間未満の応札案件の場合、加点評価を行うこととしており、応動時間(当社の指令からその指令に応じるまでの時間)の多様性・迅速性を考慮した調達の仕組みであると考えております。 ④発電等の継続時間については、厳気象H1の需要カーブに対して3%の予備力を保有した場合と、平年H3の需要カーブに対して8%の予備力を保有した場合(火力増出力の発動を考慮)を比較すると、電源Ⅰ' には最低限午後1時～午後3時の時間帯での発動が必要であり、これを踏まえて継続時間を2時間といたしました。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
中部 4－8	電源Ⅰ'	P10.9「主な契約条件」 ①DR 専用枠を設定し、ポジワットのものと別にしていただきたい。 ②随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。 ③アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。 ④需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい)。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合には基本料金が毎月の登録要領に応じて調整されるだけであると理解するが、ご確認いただきたい。 ⑤公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 ⑥計測はアグリゲーターがスマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測することも認めていただきたい。 ⑦計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい(実証事業では 10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。	①ポジワット(発電設備を活用した厳気象対応調整力の提供)とネガワット(負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供)は同等に扱うこととしておりますので、入札条件も同一とさせていただきます。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ②同一需要者のデマンドレスポンスをもとに複数の事業者によるその供給力(調整力)を提供することは可能であり、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力への応札も可能ですが、厳気象対応調整力の提供の実効性を担保する方策について、確認および協議をさせていただきます。 ③経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、電源Ⅰの契約期間は最大でも1年間とされていること、また当社として厳気象対応調整力の提供を必要とする期間を考慮して、提供期間を設定いたしております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 ④⑤一般送配電事業者として、確実に厳気象対応調整力を提供いただける事業者を選定する必要があることから、応札時点で厳気象対応調整力契約電力に相当する厳気象対応調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。 なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。) ⑥⑦実績電力量については、一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものいたします。
中部 4－9	電源Ⅰ'	P14. 11「総合評価方式における総合ポイントの算定」 ①託送約款を遵守し、調整力供給契約を担える事業者であること。 ②DR 発動体制、需給管理体制、情報保護等がなされていること。 ③DR システムを持ち、実施出来ること。 ④今までの実証が参加要件として生かされる様をお願いしたい(例えば実証で何回以上の DR 指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等)。 ⑤価格要素評価点の計算で、休日・祝日等も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。 ⑥入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかを教えてください。	①～④ご提案の事項については、厳気象対応調整力契約電力の妥当性や、技術的信頼性の確認方法の一つとして活用させていただきます。 ⑤なお、募集要綱『5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間』において、土曜日・日曜日等を除外しており、ご提案の内容は該当しないものと認識しております。 ⑥応札時に入札した価格にもとづきお支払を実施(pay as bid)いたします。
中部 4－10	電源Ⅰ'	P19.16「設備要件・運用要件の確認・試験」 ・通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。 ・通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ・インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	デマンドレスポンスに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
中部 4－11	電源Ⅰ´	対象：電源Ⅰ´ 厳気象対応調整力契約書（案） P1.第1条・厳気象対応調整力の提供 （1）需要家施設に設置されている蓄電池はこれに該当するのかが教示ください。 （3）調整力の提供「負荷設備」 当該箇所は、アグリゲーター事業者が需要家獲得の営業をするときに考慮すべきかどうかご教示ください。	託送供給等約款における発電量調整供給契約の対象電源である場合には該当いたします。 託送供給等約款31（19）においては、「接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行った電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定する」旨が規定されております。
中部 4－12	電源Ⅰ´	P3.第9条・計測器等の取付け アグリゲーターが設置するデバイスは計測器として扱われるのかが教示ください。	実績電力量については、一般送配電事業者が当該需要者の検針結果をもとに把握するものとし、これに必要な計量器等は一般送配電事業者が選定するものいたします。
中部 4－13	電源Ⅰ´	P3.第10条・通信設備等の施設 具体的にどのような設備かご教示ください。	受信信号・送信信号ともに、当社と契約電源等（アグリゲーター）間の通信となります。 デマンドレスポンスに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
中部 4－14	電源Ⅰ´	P4.第11条・料金 ①基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われることとしていただきたい。 ②ディスパッチオーダー：リソースはコストの安いものから使用され、ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとしていただきたい。 ③ネガワット提供要件：各リソースは最低でも約束した容量の100%を提供し、上限は設定されないこととしていただきたい。 ④失敗時の取り扱い：ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる（但し減額上限は報酬の100%）こととしていただきたい。	①月間料金は「入札価格（円／kW）×厳気象対応調整力契約電力（kW）÷3」といたします。 ②厳気象対応調整力契約は、容量料金に相当する厳気象対応調整力電力料金をお支払いすることから、提供時間において、常時、当社からの指令に応じていただく必要があります。 ③④調整電力量が指令を上回った場合には、他の契約電源等を用いて下げ調整を行う必要がありますので、厳気象対応調整力の提供を適切に行えなかったと判断いたします。経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量（kW）価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停電割戻料金の算定を行うことを考えています。 ただし、本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書に則り是正を求めることがあります。
中部 4－15	電源Ⅰ´	P6.第19条・料金の支払い ・取引決済は毎月1回実施としていただきたい。	経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「容量（kW）価格については調整力を拠出した月の翌月に、電力量（kWh）価格については電力量確定後の翌月までに、費用精算を行う」旨が定められており、これに則り精算時期を定めております。
中部 4－16	電源Ⅰ´	P8.第21条・厳気象対応調整力の提供期間、提供時間および契約の有効期間 ①アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。 DR発動制限：システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する（但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限）。 ②最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	①経済産業省が制定した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、電源Ⅰの契約期間は最大でも1年間とされていること、また当社として厳気象対応調整力の提供を必要とする期間を考慮して、提供期間を設定いたしております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 平時の最大需要に相当する平成29年度最大3日平均電力（H3需要）に対応する供給力は小売電気事業者が確保するなか、厳気象対応調整力は10年に1回程度の猛暑時に相当する平成29年度最大需要電力（H1需要）に対応する供給力を一般送配電事業者が確保するものであり、H3需要を上回るH1・H2需要発生時に発動する前提のもと、提供期間（3ヶ月）の総数として、2回×3ヶ月＝6回以上の回数を入札の条件といたしております。 ②発電等の継続時間については、厳気象H1の需要カーブに対して3%の予備力を保有した場合と、平年H3の需要カーブに対して8%の予備力を保有した場合（火力増出力の発動を考慮）を比較すると、電源Ⅰ´には最低限午後1時～午後3時の時間帯での発動が必要であり、これを踏まえて継続時間を2時間といたしました。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
中部 4－17	電源Ⅰ´	P8.23条・契約の解除 契約解除の条件を具体的に記述していただきたい。また両当事者にとって、契約の解除を回避するための措置及び状況改善する努力をする機会の設定を考慮していただきたい。	標準契約書において「相手方が本契約に定める義務を履行しない場合、相手方に対して、書面によりその履行を催告し、その後10日を経過しても相手方が当該義務が履行しなかったときには、本契約を解除することができるものとする」と定めており、契約解除については改善状況等を鑑み、個別の事象に応じて判断させていただきます。
中部 4－18	電源Ⅰ´	P10.27条・損害賠償 「当該損害（実際に負担した直接損害に限る。）を賠償する」としてはどうか。また損害賠償の金額も契約金額	損害賠償の内容については、直接損害に限らず、相当因果関係が認められる範囲を対象とし得ることを前提としております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		を超えない限度額の設定を検討していただきたい。	
中部 4－19	電源Ⅰ'	P10.32 条・秘密保持義務 義務の期間を例えば契約解除後 10 年等の設定を考慮していただきたい。また、秘密保持義務の範囲をいかなる機密情報(any proprietary information)に拡大していただきたい。	義務期間については、契約者の算定単価等の機微な情報を授受すること等を踏まえ設定いたしております。ご提案については今後の調整力公募の参考とさせていただきます。 対象情報については、標準契約書において「本契約の内容ならびに本契約の締結および履行に際して知り得た相手方の情報」と定めており、全ての秘密情報を対象としております。なお、公知な情報等、以下の情報については秘密情報として取り扱わないこととし、標準契約書に反映いたしました。 ・本契約の締結前から既に自ら保有していたもの ・本契約の締結後に自らの責めによらず公知となったもの ・正当な権限を有する第三者より秘密保持の義務なく入手したもの ・相手方の情報を使用もしくは参照することなく独自に開発したもの
中部 4－20	電源Ⅰ'	P12.別紙1 これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。(実際、需要家の募集は 2017 年 4 月直前まで行うため。)アグリゲーターがコミットした MW を契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティーが課される場合には、他市場のペナルティー内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。	一般送配電事業者として、確実に厳気象対応調整力を提供いただける事業者を選定する必要があることから、応札時点で厳気象対応調整力契約電力に相当する厳気象対応調整力の提供が可能な需要者の確保をお願いします。なお、応札以降で、対象需要者を追加していただくことは可能です。(その場合も、厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。) 契約締結後、厳気象対応調整力契約電力に基づく厳気象対応調整力の提供が困難となった場合には、契約の解除に至る可能性があり、その際には標準契約書第24条に基づく補償または第27条に基づく損害賠償を求めることとなります。
中部 4－21	電源Ⅰ'	P13.別紙 2 OpenADR がオンラインの場合に該当するのかご教示いただきたい。	デマンドレスポンスに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段について記載をお願いいたします。
北陸 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	北陸電力株式会社様におかれましても、電力・ガス取引監視等委員会 第 9 回 制度設計専門会合にて電気事業連合会様が発表された資料中の電源 1-b の調達検討をいただきたくお願い致します。ネガワットには発電と異なる特性があり、それらを考慮し、ネガワットを調達いただける場合の希望スペックイメージを下記します。ご検討いただきたくお願い致します。 緊急予備力入札: ネガワットが参加できるための要件サマリー(案) ・発動条件: システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時 ・反応時間: 事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間 ・持続時間: 明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。 ・リソースアベイラビリティ: ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク1、オンピーク2でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00(オンピーク1) 13:00-19:00(オンピーク2) ・対価の支払: 基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。 従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。 ・ディスパッチオーダー: リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ・ネガワット提供要件: 各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。 ・失敗時の取り扱い: ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の 100%) ・ベースライン: High 4 of 5 profile baseline(当日調整あり) ・計器/遠隔測定: 各参加需要家サイトでの 5 分毎のデータ読み込み	電力広域的運営推進機関の整理に基づき、当社においては電源Ⅰ'の必要量は0となるため、今年度電源Ⅰ'は募集しませんが、将来的に電源Ⅰ'の募集が必要となる場合、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない ・発動制限:システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する(但し、1 発動/日が上限、連続発動は 3 日が上限)。 ・契約期間/ノミネーション: 契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする。 以上よろしくお願い致します。	
北陸 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰーbについて要綱案が公表されていないが、公表し、公募を実現していただきたい 電源Ⅰーbの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電力広域的運営推進機関の整理に基づき、当社においては電源Ⅰ'の必要量は0となるため、今年度電源Ⅰ'は募集しません。 将来的に電源Ⅰ'を募集する場合、可能な範囲で意見募集の期間を確保できるよう配慮いたします。
北陸 3ー1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのか。	中央給電指令所内の信号伝達装置は、原則として当社側で対応いたします。
北陸 3ー2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう 記載あり。	電源Ⅰ-a および電源Ⅱは、周波数調整に使用するため、要綱案に記載の要件を全て満たしていただく必要があります。なお、今回募集する電源Ⅰ-b は、周波数調整機能を必須としていないため、ガバナフリーなし電源でも応募可能です。
北陸 3ー3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	要件を満たせば、対象機器は火力・水力に限定しません。要件を満たす蓄電池にて応募される場合は、個別に協議させていただきます。
北陸 3ー4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰに対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源Ⅰ-a は、電源Ⅰ-a ピーク調整力募集要綱に基づき、kW 確保に対する料金をお支払いいたします。
北陸 3ー5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーター—の立場の場合は、アグリゲーター—との契約とすべきではないか？	アグリゲーター—との契約につきましては、個別に協議させていただきます。
北陸 3ー6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい DR 専用枠を設けて頂きたい。(電源BーI枠) その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等) ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2 年以上等) ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等) ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5 分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。	電力広域的運営推進機関の整理に基づき、当社においては電源Ⅰ'の必要量は0となるため、今年度電源Ⅰ'は募集ませんが、将来的に電源Ⅰ'の募集が必要となる場合、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。
関西 1ー1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P2 第2章注意事項 1. 一般注意事項(5) 〔意見〕「発電量調整供給契約者と電源Ⅰピーク調整力契約者とが同一であることは求めない」とあるが、同一でない場合は、調整力として電源Ⅰピーク調整力供給者が指令を受けるとき、また受けた結果(指令時間、指令値)について、発電量調整供給契約者にも連絡していただけないでしょうか。 〔理由〕発電 BG 全体の需給バランスが突然変化することを認識できるようにするため。また、一般送配電事業者とのインバランス精算に必要のため。	当社から調整電源等への指令内容(指令時間、指令値など)について、発電量調整供給契約者(当社託送供給等約款における発電契約者)には連絡いたしません。調整力契約者と発電契約者の間で調整してください。なお、本要綱に基づき合わせて契約いただく電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等約款における「調整電源」に該当し、当社託送供給等約款上においては、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等が発生した場合を除き(中略)その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としております。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		【電源Ⅰ・Ⅱ調整力】も同様	
関西 1ー2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.8 第3章用語の定義 4. (6)系統連系技術要件 〔意見〕系統連系技術要件を募集要項に具体的に提示いただけないでしょうか。(例:関西電力の託送供給等約款の系統連系技術要件、等) 〔理由〕一般的に求められている系統連系技術要件以外の要件の有無について事前に確認するため。	当社託送供給等約款の系統連系技術要件や、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針を受けて当社が公開しているルール等が該当しますが、詳細は、各事業者の設備形態などにもよることから、個別にお問い合わせください。
関西 1ー3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.13 第5章募集概要 2. (1)設備要件 ロ 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細 〔質問〕表に記載の要件のうち、すべての要件を満たさない場合でも応募は可能でしょうか。 〔理由〕一部の機能において要件未達の場合の取り扱いを確認するため。	原則、電源Ⅰピーク調整力は、全ての機能を具備するものを公募対象としております。尚、一部の機能が要件を満たさないものの総合的に同等の機能を有することが技術的に示され、その様に評価できると弊社で判断したものについては落札候補者選定の対象とする場合があります。具体的には、個別にお問い合わせ願います。 全ての機能を具備していない電源等は、その他の調整力(電源Ⅰ'厳気象対応調整力他)の要件の確認をお願いいたします。
関西 1ー4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.14 第5章募集概要 2. (1)設備要件 ロ 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細 ※4 〔質問〕DSS 機能具備の注釈で、「日間起動停止運転は、発電機解列～並列まで8時間以内」とありますが、1日の内に複数回の発停があるのでしょうか。その場合、運用制約として、契約期間中や1日あたりのDSS回数に制限を付けることは可能でしょうか。 〔理由〕運用の詳細の確認および応札希望設備の要件適否を確認するため。	調整力の必要状況により、1日の中で複数回の発電・停止はありえます。 運転制約等については、別途協議のうえ取り決めさせていただきます。
関西 1ー5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P14 第5章募集概要 2. (1)設備要件 ハ 信号 〔意見〕周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号に関し、信号の仕様(信号種別、通信プロトコル、セキュリティ仕様、等)を事前に公開いただけないでしょうか。 〔理由〕応札希望設備の要件適否を確認するため。また、将来の設備計画の参考とするため。	周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号の仕様の公表については、セキュリティの観点から公表は差し控えさせていただきます。個別に問合せをお願いします。
関西 1ー6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.15 第5章募集概要 3. (1)運用要件 ハ 原則8時間提供可能 〔意見〕「原則8時間提供可能」とは、1日あたり原則8時間の提供が可能であること、の意味と理解するが、一意に解釈できる表現に見直していただけないでしょうか。 〔理由〕この8時間は連続8時間か、それとも断続であっても通算8時間／日であれば良いのか読み取れないため。	連続8時間の調整力提供をお願いすることもあれば、通算8時間／日の(断続的に)調整力提供をお願いすることもあり、両方を意味していることから、「原則8時間提供可能」を要件とさせていただいております。
関西 1ー7	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.26 第6章応札方法 1. (2)入札書への添付書類 ホー1 電源等の主要運用値・起動停止条件(様式5ー1) 〔意見〕起動時のメタル温度、ボイラ点火時間、タービン起動時間の項目は削除をお願いいたします。 〔理由〕上記の項目は機能確認と直接関係がなく、起動指令時間、並列時間、定格出力時間が明示されていれば、機能確認は可能と考えるため。 【電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要項案】についても同様。	起動時のボイラ点火時間の項目は、運用者が当該調整力の見極めの判断として、参考とすることがあるため必要と考えております。また、起動時のメタル温度、タービン起動時間の項目は、調整力調達要件の標準化を視野に準備する中で標準的な様式として記載しておりますが、当社においては、特段運用に必要ではありませんので、今年度募集においては、記載は必須といたしません。
関西 1ー8	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰピーク調整力募集要項案】 P.35 第8章契約条件 1. (8)停止日数 ハ 〔質問〕代替電源の差し替えに関して記述されていますが、その要件として記載されている「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を締結していること」に関しては、電源Ⅱとしての調整力契約をしている電源での差し替えも可能との理解で良いでしょうか。 〔理由〕差し替え期間中のみ、電源Ⅰピーク電源の要件を満たす条件で差し替えるが、通常は電源Ⅱとして契約することができるのかの確認のため。	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約のみを契約いただいている電源と差替が可能です。なお、基本的には、電源Ⅰピーク調整力に求める設備要件と、電源Ⅰ・Ⅱ調整力に求める設備要件とは、同等のものと考えております。
関西 1ー9	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要項案】 P14 第5章募集概要 3. (1)運用要件 イ 〔質問〕「その他運用制約等を提出」とあるが、環境規制に伴う運転時間の限定、調整力として対応可能な期	電源Ⅱについては、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数維持・需給バランス調整のために利用することが可能であることから、提出していただく条件を踏まえつつ、その可能な範囲内で運用いたします。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		間や時間帯を限定することが可能との理解で良いでしょうか。 〔理由〕内容の明確化のため。	
関西 1－10	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要項案】 P14 第5章募集概要 3. (1)運用要件 ハ 〔質問〕「発電バランシンググループの計画値に制約を及ぼさない」とあるが、御社から調整力としての指令が出た時間帯は発電量調整供給契約者と御社とのインバランス精算は発生しないとの理解で良いでしょうか。 〔理由〕内容の明確化のため。	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等約款における「調整電源」に該当すると考えており、当社託送供給等約款上においては、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等が発生した場合を除き(中略)その 30 分ごとの発電量調整受電計画電力量をその 30 分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としております。 なお、記載頂いている「発電バランシンググループの計画値に制約を及ぼさない」については、ゲートクローズ前の当社からの指令であっても、発電バランシンググループでそれ以前に策定されている計画値を、当社からの指令に応じた値に書き換える必要がないということを指しています。
関西 1－11	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要項案】 P14 第5章募集概要 3. (1)運用要件 ハ 〔意見〕「ゲートクローズ前であっても並解列等の指令に従って頂きます」については、電源Ⅰ調整力の契約の場合に限っての条件であることを明確にしていだけないでしょうか。 〔理由〕P.4 第 3 章用語の定義では、電源Ⅱは、ゲートクローズ以降余力がある場合に利用可能と定義されているため。	電源Ⅱについても、ゲートクローズ前であっても起動/停止等の指令に従っていただきます。 例えば、電源等の起動に時間を要するものについては、調整力を必要とする時間帯に余力を活用するには、その起動の指令はゲートクローズ前となることなどを指しています。この場合、起動費と上げ調整費用の精算の対象となります。
関西 1－12	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要項案】 P40 第9章その他 1. 機能の確認・試験について、2. オンライン指令で制御可能にするための設備について 〔意見〕今年度の応札については、電力会社との間にすでにオンライン設備が構築されている発電プラントのみが応札可能であると理解するが、具体的な設備仕様・設備要件を公表いただけないでしょうか。 〔理由〕今後の応札の予見性を高め、設備計画の参考にするため。	周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号の仕様の公表については、当社システムのセキュリティ観点から公表は差し控えさせていただきます。 個別に問合せをお願いします。
関西 1－13	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書案】 第9条(運用要件)(4) 〔意見〕発電者自身が契約者(甲)となる場合は文言修正されとの理解でよいでしょうか。 〔理由〕原案は甲が発電量調整契約者である前提での記載と見受けられるため。	契約書(ひな型)については、契約者の事業形態などに合わせ、契約協議において、適切に記載変更することがあります。
関西 1－14	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	【電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書案】 第9条(運用要件)(4) 〔意見〕「約款、系統運用ルール、広域機関の業務規程・送配電等業務指針」については、削除いただけないでしょうか。 〔理由〕約款、系統運用ルール、広域機関の業務規程・送配電等業務指針は、発電量調整供給契約申込の際に、承諾書等にて発電者が遵守する旨の確認を御社がされており、改めての記載は冗長のため。	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書は、託送供給等約款に基づくものでもなく、発電契約者の方以外と契約させていただくことも想定されることから、それぞれにて確認させていただくものです。仮に電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を、発電契約者と締結させていただく場合においても、それぞれの契約において、確認させていただく必要があると考えております。
関西 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源Ⅰーbについて要綱案が公表されていないが、公表し、公募を実現していただきたい 電源Ⅰーbの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	周波数制御機能を必須としない調整力として、公募を実施いたします。 周波数制御機能を必須としない調整力として、電源Ⅰ´厳気象対応調整力に関する意見募集を9月16日～9月30日(受付は10月3日まで)で実施いたしました。
関西 3－1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	■平成28年度 電源1ピーク調整力契約書(発電設備)案 ①第6条 要件 募集要項に記載の設備要件とはなにか？ 調整力をDRで実施する場合、募集要項記載の設備要件を満たしていることを確約すると記載があるが、これは、ガバナフリーの機能が必要になるのか？オンラインの設備が必要と受け取れる。 ②第12条 料金等の支払 電力会社の確定値を待ってから電力量 kWh の算定が15日までにと記載があるが期間が短い。kWh の算定はどこの機関が行うのか？取引メータの計測はパルス取得か。	①第5章、第8章、第9章等で記載している要件です。 電源Ⅰピーク調整力は、常時の周波数維持や需給バランス調整に活用する調整力ですので、電源Ⅰピーク調整力の公募に応札いただくには、DRで調整力を供出いただく場合も、ガバナフリー相当の機能やオンライン設備が必要です。 ②電源Ⅰピーク調整力契約においては、基本料金と停止割戻料金・超過停止割戻料金などの算定を、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約においては、kWh の算定を、当社にて行ない、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。
関西 3－2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	■平成28年度 電源1・2調整力契約書(DR)案 ①第1条 2項 5行目のアグリゲータが甲となっている記載の意味は？	①「アグリゲータが”乙”からの指令を受け」が正しいので、そのように修正します。 ②計量に関しては、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱において、「原則として、発電機毎に計量器を設置 ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ペー

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		②第 11 条 計量器等の取り付け 取引メータのみなのか？受電側計測と考えると取引メータでやりとりなのか？ 特別な機器の取り付けは不要か？ ③第 12 条 通信線とはなにか？DR 要請はオープン ADR ではないのか？新たな規格を採用するのであれば、要件を明示してほしい。	スラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。」としております。その他、設備要件等を満たすための機器の取り付けなどについては、事業者さまの既設の設備状況により異なるものと考えます。電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱に記載の要件を基に、ご検討願います。 ③電源Ⅰおよび電源ⅠⅡの通信方式に関しては、当社が指定する方式を採用していただきます。当社が指定する方式については、個別に問合せをお願いします。
関西 3－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	■その他 ①DR専用枠を設けるべきではないか。 ②随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ③測量方式に関し、これまで実証で行われてきた電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めて頂きたい。 ④新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ⑤openADR に関して、制度整備により、データ項目の明文化などの進展あるため、使用の維持、管理が行えるような仕組みを整備頂きたい。 ⑥ネガワット活用の観点から小容量での参加も可能として頂きたい(たとえば1MWなど) ⑦アグリゲーターとして複数年契約も認めて頂きたい ⑧今までの実証事業が参加要件として活かされる様をお願いしたい。 ⑨アグリゲータにより需要家募集は 3 月末まで可能として頂きたい。 ⑩公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	①経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。 ②電源Ⅰピーク調整力としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。 ③計量器については、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱において、「原則として、発電機毎に計量器を設置 ーただし、DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。」としております。また、料金精算に掛かる計量につきましては、当社にて実施いたします。 ④アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。 ⑤Open-ADR の使用の維持、管理、仕組みの整備については、当社としての回答は差し控えさせていただきます。 ⑥最低容量は、当社のエリアにおける電源の規模、スペック等を踏まえ設定しております。具体的な最低容量の算定方法は、当社エリアにおける水力・火力電源(自家発等一部除く)の積算容量において、補足率が概ね90%となる20万kWの電源設備を基準容量としたうえで、当要綱で定めている電源等に求める調整量の変化速度である1%/分を用い、当社から指令により、5分以内に出力調整可能な量としております。最低容量 1 万kW は周波数制御を行なう上で必要な要件ですので、最低容量を下げることは考えておりません。 ⑦経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源Ⅰピーク調整力契約については1年間の契約としております。 ⑧本募集要綱にて定める要件については、当社の需給・系統運用上の必要性に鑑み、DR 実証事業の内容等も参考にしながら、設定しております。なお、本募集要綱の募集概要として、“技術的信頼性”を求めています。DR 実証事業への参加実績を、「電源等の運転実績」として提出いただくことも可能としております。 ⑨次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。なお、応札以降で、対象需要家を追加していただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰピーク調整力契約電力の変更はできません。) ⑩応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3－3で提出いただきます。なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰピーク調整力契約電力の変更はできません。)

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
関西 4－1	電源Ⅰ'	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	意見募集については10月24日より再開しております。今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
関西 4－2	電源Ⅰ'	随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源Ⅰ'減気象対応調整力(kW)としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
関西 4－3	電源Ⅰ'	過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
関西 4－4	電源Ⅰ'	通信要件は現行程度(専用線等の過度な対策は行わない)としていただきたい。	同上
関西 4－5	電源Ⅰ'	統一した規格(共通化)をお願いしたい。	同上
関西 4－6	電源Ⅰ'	インターフェイス関係は、現行VTN・VEN活用を前提に実施いただきたい。	同上
関西 4－7	電源Ⅰ'	最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	原則3時間の提供可能時間が考えています。ただし、3時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
関西 4－8	電源Ⅰ'	オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施しているOpenADRを用いることは想定していないのか。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
関西 4－9	電源Ⅰ'	DR専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとは別としていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
関西 4－10	電源Ⅰ'	随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源Ⅰ'減気象対応調整力(kW)としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
関西 4－11	電源Ⅰ'	アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在していると言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。
関西 4－12	電源Ⅰ'	発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力として活用する電源等の募集単位については、発電機等のユニット単位や、ユニットを特定した上で容量単位(電源等のうち一定容量の切り出し)が考えられる。(中略)原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける。」とあることを踏まえ、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位(kW)で実施していただくこととしております。
関西 4－13	電源Ⅰ'	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。)	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
関西 4－14	電源Ⅰ'	公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3－3で提出いただきます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
			電力の変更はできません。)
関西 4-15	電源 I'	その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3-3で提出いただきます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
関西 4-16	電源 I'	Load dispatch が Spec に入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。	運用条件等がある場合は、”ホ 運用条件に関わる事項”の「その他」欄に記載ください。
関西 4-17	電源 I'	ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
関西 4-18	電源 I'	長期的には DR 容量 10MW 以下のものの組み入れをお願いしたい。	”長期的には DR 容量 10kW 以下のものの組み入れをお願いしたい。”の記載誤りかと思われますが、現時点で、個別需要家の最低 DR 容量については、特定卸供給の要件として想定されている 1kW に修正します。
関西 4-19	電源 I'	取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
関西 4-20	電源 I'	公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
関西 4-21	電源 I'	ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで 1 時間未満のものについては、ゲートクローズ以降(1 時間未満)に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1 時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
関西 4-22	電源 I'	平日 09:00-12:00(オンピーク1) 13:00-19:00(オンピーク2)	調整力として必要な時間は 9~20 時です。
関西 4-23	電源 I'	DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。	契約内容を履行できなくなった場合は、原則、契約解除が前提になると考えますが、事情・状況に鑑み、別途協議の上、判断させていただきます。
関西 4-24	電源 I'	計測はアグリゲーターが実施する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
関西 4-25	電源 I'	発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？ 相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。	取引に用いる計量器については、計量法に則る必要があると考えております。
関西 4-26	電源 I'	スマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
関西 4-27	電源 I'	需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール(申請方法、処置・応諾期間)等を予め設定する。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。
関西 4-28	電源 I'	測量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
関西 4-29	電源 I'	時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。
関西 4-30	電源 I'	スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なっていないと

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
			考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
関西 4－31	電源Ⅰ'	★計測粒度 ・現行ルール通り(10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。
関西 4－32	電源Ⅰ'	取引決済は毎月 1 回実施(固定費・可変費とも)としていただきたい。	契約書(ひな型)に記載の通り、基本料金については原則翌月(契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
関西 4－33	電源Ⅰ'	アグリゲータの条件として需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	現時点で、特定卸供給の要件として想定されている 1kW に修正します。
関西 4－34	電源Ⅰ'	今回設定されるⅠ'のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ'の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えるため)。	本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも)満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書(契約の解除)に則り是正を求めることがあります。
関西 4－35	電源Ⅰ'	需要家単位の報告内容は現行通りとしていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
関西 4－36	電源Ⅰ'	アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告(上記と同じ内容)する。	同上
関西 4－37	電源Ⅰ'	報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
関西 4－38	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。
関西 5－1	電源Ⅰ'	対象:電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱案 第 3 章 用語の定義 DR はオンライン電源とみなされることを確認いただきたい。	電源Ⅰ'のオンラインとは、調整発動依頼の接点信号を受信し、受信信号の打ち返しが送信可能な設備を具備していることであり、この設備を具備していない DR については、オンライン電源としてみなしません。
関西 5－2	電源Ⅰ'	第 4 章 募集スケジュール 今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	意見募集については 10 月 24 日より再開しております。今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
関西 5－3	電源Ⅰ'	第 5 章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件 ①DR 専用枠を設定し、ポジワットのものとしていただきたい。 ②ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。 ③取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。 ④ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。	①経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。 ②当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。 ③当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。 ④経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされ

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		⑤公募要項内に上限価格を提示していただきたい。 ⑥ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでのメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。 ⑦精算のためのデータがどのように提供されるのかをご教示いただきたい。 ⑧DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。 2. 設備要件 ⑨随意調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。 ⑩最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。 ⑪休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。 3. 運用要件等、その他 ⑫ロードディスパッチがスペックに入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。 ⑬DR の場合のものを別途特定していただきたい。	ていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。 ⑤公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。 ⑥指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで 1 時間未満のものについては、ゲートクローズ以降(1 時間未満)に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1 時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。 ⑦電源 I' 厳気象対応調整力(kW) 契約においては、基本料金と停止割戻料金・超過停止割戻料金などの算定を、電源 I' 厳気象対応調整力(kWh) 契約においては、kWh の算定を、当社にて行ない、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。 ⑧需要家が異なる場合は、同一のアグリゲータから、別の応札案件として応札することが可能です。 ⑨電源 I' 減気象対応調整力(kW)としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。 ⑩原則3時間の提供可能時間が考えています。ただし、3 時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。 ⑪調整力の供出対象は原則、休日及び祝日および昼休みも含みます。なお、夏冬の平日以外の作業停止可能日数(240日)の範囲内で作業を計画することは、可能です。 ⑫運用条件等がある場合は、”ホ 運用条件に関わる事項”の「その他」欄に記載ください。 ⑬DR も本要綱の設備要件・運用要件に記載のとおりです。
関西 5-4	電源 I'	第 7 章 評価および落札案件決定の方法 ①託送約款を遵守し、調整力供給契約を担える事業者であること。 ②DR 発動体制、需給管理体制、情報保護等がなされていること。 ③DR システムを持ち、実施出来ること。 ④今までの実証が参加要件として生かされる様にお願いしたい(例えば実証で何回以上の DR 指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等)。 ⑤価格要素評価点の計算で、休日・祝日等も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。 ⑥入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかを教えてください。	①託送供給等約款を遵守していただくと共に、本要綱ならびに契約書(ひな型)の内容について了解いただける事業者が公募の対象となります。 ②募集要綱に記載の設備要件を満たしていただける事業者が公募の対象となります。 ③募集要綱に記載の設備要件を満たしていただける事業者が公募の対象となります。 ④本募集要綱にて定める要件については、当社の需給・系統運用上の必要性に鑑み、DR 実証事業の内容等も参考にしながら、設定しております。なお、本募集要綱の募集概要として、”技術的信頼性”を求めています。DR 実証事業への参加実績を、「電源等の運転実績」として提出いただくことも可能としております。 ⑤休日及び祝日も調整力の供出対象となりますが、供出できない場合は停止日として応札をお願いします。また、特定の電源等を優遇する募集は行ないません。 ⑥本要綱第8章「契約条件」に記載のとおり、入札価格をもとに基本料金をお支払いすることを考えております。
関西 5-5	電源 I'	第 8 章 契約条件 ①随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。 ②アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。 ③需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい)。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合には基本料金が毎月の登録要領に応じて調整されるだけであると理解するが、ご確認いただきたい。 ④公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。 ⑤Type II DR ではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。 ⑥計測はアグリゲーターがスマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測することも認めていただきたい。 ⑦計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい(実証事業では 10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。 ⑧需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。 ⑨停止日数において、電源1-bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。 ⑩停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい。	①電源 I' 減気象対応調整力(kW)としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。 ②経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I' 厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。 ③次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保(確保いただいている需要家について応札)をお願いいたします。なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。) ④応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3-3で提出いただきます。なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I' 厳気象対応調整力契

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		⑪停止割戻対象時間(最長 2 時間)は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	約電力の変更はできません。) ⑤当社としましては、需要家によるDRが確実に行なわれ、契約電力に相当する調整力が確実に供出されることが必要と考えております。基本的に、調整力契約にあたり、契約の当事者とは異なる小売電気事業者の行動を規定することはできないと考えておりますが、アグリゲータ側において、小売電気事業者との間で調整力供出が円滑かつ確実に出来る様、事前の調整・取決めの実施をお願いするものです。(取決めの内容・形式は問いません。) ⑥本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。 ⑦計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 ⑧現時点で、特定卸供給の要件として想定されている 1kW に修正します。 ⑨ご意見の意図が分かりかねますが、電源 I -b については電源 I 需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。 ⑩経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 ⑪1回の設備トラブルや計画外の補修につき最初の2時間を限度に停止割戻料金を算定します。
関西 5-6	電源 I 〃	第 9 章 その他 ①需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。 ②アグリゲーター単位の報告内容は実証事業の運用を踏襲(拠点内訳も報告(上記と同じ内容))していただきたい。 ③アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 ④計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様にお願いしたい。 ⑤通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様にお願いしたい。 ⑥通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格(共通化)をお願いしたい。 ⑦インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	①本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ②本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ③計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ④計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば 30 分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 ⑤DR に対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。 ⑥DR に対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。 ⑦DR に対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しておりま

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
			す。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
関西 5－7	電源Ⅰ'	対象:電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW) 契約書(DR)(ひな形)(案) 第6条:設備要件 ①計測はアグリゲーターが実施する。 ②スマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。 ③需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール(申請方法、処置・応諾期間)等を予め設定する。	①本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。 ②本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。 ③アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。
関西 5－8	電源Ⅰ'	第7条:運用要件 ①DR 発動制限:システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する(但し、1 発動/日が上限、連続発動は3 日が上限)。 ②最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	①入札された場合、募集要件に基づき審査いたします。 ②原則3時間の提供可能時間が考えています。ただし、3 時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
関西 5－9	電源Ⅰ'	第9条:料金の算定 ①基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。 ②ディスパッチオーダー:リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ③ネガワット提供要件:各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。 ④失敗時の取り扱い:ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の 100%)	①今回の公募に関しては、1年間の調整力の提供を前提とし、それに対する対価としての基本料金のお支払いを考えております。また、年間停止可能日数を超過して停止をされる場合は、超過停止割戻を適用させていただきます。その他詳細につきましては、募集要綱ならびに契約書(ひな型)をご覧ください。 ②発動の順番は、運用条件等により異なります。 ③原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。 ④経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも)満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書(契約の解除)に則り是正を求めることがあります。
関西 5－10	電源Ⅰ'	第10条:停止割戻料金 今回設定されるⅠ' のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えるため)。	本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも)満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書(契約の解除)に則り是正を求めることがあります。
関西 5－11	電源Ⅰ'	第12条:料金等の支払い 取引決済は毎月 1 回実施としていただきたい。	契約書(ひな型)に記載の通り、基本料金については原則翌月(契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
関西 5－12	電源Ⅰ'	第13条:電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供期間および契約の有効期間 アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。
関西 5－13	電源Ⅰ'	第19条:損害賠償 実際に負担した直接損害に限る。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害か否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
関西 5－14	電源Ⅰ'	別紙1 参加需要家の募集は 2017 年 4 月直前まで行うため、需要家リストの提出は契約後別途提出としていただき	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		たい。	ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
関西 5－15	電源Ⅰ’	対象：電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力(kWh) 契約書(DR) (ひな形) (案) 第3条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定 ①有効数字は小数点以下第1位四捨五入（ベースライン、計測値も同様）とする。 ②アグリター単位効果は、全需要家のベースライン合計値と計測合計値との差とする。 ③DR 品質は通告時間内の上下ブレ幅設定あり(例えば、±10%)とする。 ④代替ベースラインの1つ発電量計測の扱いと実施方法の整理(検付メータなど)をお願いしたい。 ⑤昼休み等ベースラインに対し特殊な条件となった場合のペナルティ回避をお願いしたい。	①契約書(ひな型)記載の通り、発電等出力の増加電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第1位四捨五入するものとしております。なお、計量ならびに、発電等出力の増加電力量の算定は、当社にて実施します。 ②電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力募集要綱 第9章「その他」にある通り、当社と調整力契約者との間で、ベースラインの値と需要実績の値との差分に対して、調整力対価をお支払いすることとしております。また、同じく第5章「募集概要」にある通り、契約はアグリゲータを特定の上、実施します。 ③原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。 ④電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力募集要綱 第9章「その他」にある通り、調整力ベースラインの設定方法については、当社の託送供給等約款、「ネガワット取引に関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力(kWh) 契約の中で、個別に協議し、取り決めさせていただくこととしております。その中で、当該需要家の設備状況などを踏まえながら、代替ベースライン採用の適否や具体的な方法について、協議・判断する必要があると考えております。 ⑤原則、昼休み等の時間帯も調整力提供時間としているため、ペナルティ対象となります。
関西 5－16	電源Ⅰ’	第8条：需給運用への参加 ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれていますので、今回の入れにあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで 1 時間未満のものについては、ゲートクローズ以降(1 時間未満)に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1 時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
関西 5－17	電源Ⅰ’	第10条：計量 送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない。	電源Ⅰ’については、リアルタイムの遠隔測定(TM 情報)は必須といたしません。
関西 5－18	電源Ⅰ’	第13条：調整電力量の算定 ①有効数字は小数点以下第1位四捨五入（ベースライン、計測値も同様）とする。 ②アグリター単位効果は、全需要家のベースライン合計値と計測合計値との差とする。 ③DR 品質は通告時間内の上下ブレ幅設定あり(例えば、±10%)とする。 ④代替ベースラインの1つ発電量計測の扱いと実施方法の整理(検付メータなど)をお願いしたい。	①契約書(ひな型)記載の通り、発電等出力の増加電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第1位四捨五入するものとしております。なお、計量ならびに、発電等出力の増加電力量の算定は、当社にて実施します。 ②電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力募集要綱 第9章「その他」にある通り、当社と調整力契約者との間で、ベースラインの値と需要実績の値との差分に対して、調整力対価をお支払いすることとしております。また、同じく第5章「募集概要」にある通り、契約はアグリゲータを特定の上、実施します。 ③原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。 ④電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力募集要綱 第9章「その他」にある通り、調整力ベースラインの設定方法については、当社の託送供給等約款、「ネガワット取引に関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、電源Ⅰ’ 厳気象対応調整力(kWh) 契約の中で、個別に協議し、取り決めさせていただくこととしております。その中で、当該需要家の設備状況などを踏まえながら、代替ベースライン採用の適否や具体的な方法について、協議・判断する必要があると考えております。
関西 5－19	電源Ⅰ’	第15条：電力量料金および起動費に係る単価の提出 ①需要家単位の報告内容は現行通りとしていただきたい。 ②アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告(上記と同じ内容)する。 ③報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にいただきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 ④計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。 ⑤従量料金は提供されたすべての kWh に応じて支払われる。 ⑥ディスパッチオーダー：リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ⑦ネガワット提供要件：各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。	①本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ②本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ③計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		⑧失敗時の取り扱い:ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の100%) ⑨ベースライン:High 4 of 5 profile baseline(当日調整あり) ⑩計器/遠隔測定:各参加需要家サイトでの5分毎のデータ読み込み ⑪送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない ⑫発動制限:システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する(但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限)。	量器の種類(例えば30分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。 ④計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況(計量器の種類(例えば30分計量の可否等)・設置形態等)を踏まえ、個別協議させていただきます。 ⑤電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱 第8条「契約条件」にあるとおり、(上げ調整のみに応じていただける契約者には)上げ調整を実施していただいた調整電力量に対し従量料金をお支払いします。 ⑥発動の順番は、運用条件等により異なります。 ⑦原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。 ⑧経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を(一部でも)満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書(契約の解除)に則り是正を求めることがあります。 ⑨電源Ⅰ'の調整力ベースラインは、要綱第9章1.(1)ロ.DRを活用した応札者の場合に記載のとおり、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。 ⑩ご意見の主旨が判りかねますが、調整力の精算にかかる計量は、当社にて、記録型等計量器により、30分単位に実施し、検針日に検針させていただくことを考えております。 ⑪電源Ⅰ'については、リアルタイムの遠隔測定(TM情報)は必須といたしません。 ⑫入札された場合、募集要件に基づき審査いたします。
関西 5-20	電源Ⅰ'	第17条:料金の支払い 取引決済は毎月1回実施としていただきたい。	契約書(ひな型)に記載の通り、基本料金については原則翌月(契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
関西 5-21	電源Ⅰ'	第18条:調整力の提供期間および契約の有効期間 アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。
関西 5-22	電源Ⅰ'	第24条:損害賠償 実際に負担した直接損害に限る。上限は契約金額とする。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害か否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
中国 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	中国電力株式会社様におかれましても、電力・ガス取引監視等委員会 第9回 制度設計専門会合にて電気事業連合会様が発表された資料中の電源1-bの調達検討をいただきたくお願い致します。ネガワットには発電と異なる特性があり、それらを考慮し、ネガワットを調達いただける場合の希望スペックイメージを下記します。ご検討いただきたくお願い致します。 緊急予備力入札: ネガワットが参加できるための要件サマリー(案) ・発動条件:システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時	電源Ⅰは、周波数制御・需給バランス調整の機能を具備する電源Ⅰ-aと需給バランス調整の機能を具備する電源Ⅰ-bで構成されますが、電力広域的運営推進機関による検討結果等を踏まえると、当社では、平成29年度における電源Ⅰの必要量と電源Ⅰ-aの必要量が同じであることから、電源Ⅰ-bの必要量はゼロとなるため、今回は電源Ⅰ-bの募集は行なわないことといたしました。 なお、いただきましたご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		・反応時間: 事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間 ・持続時間: 明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。 ・リソースアベイラビリティ: ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク1、オンピーク2でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00(オンピーク1) 13:00-19:00(オンピーク2) ・対価の支払: 基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。 従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。 ・ディスパッチオーダー: リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ・ネガワット提供要件: 各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。 ・失敗時の取り扱い: ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の 100%) ・ベースライン: High 4 of 5 profile baseline(当日調整あり) ・計器/遠隔測定: 各参加需要家サイトでの 5 分毎のデータ読み込み 送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない ・発動制限: システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する(但し、1 発動/日が上限、連続発動は 3 日が上限)。 ・契約期間/ノミネーション: 契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする。 以上よろしく願い致します。	
中国 2	電源 I 電源 I・II	電源 Iーbについて要綱案が公表されていないが、公表し、公募を実現していただきたい 電源 Iーbの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源 I は、周波数制御・需給バランス調整の機能を具備する電源 Iーaと需給バランス調整の機能を具備する電源 Iーbで構成されますが、電力広域的運営推進機関による検討結果等を踏まえると、当社では、平成 29 年度における電源 I の必要量と電源 Iーaの必要量が同じであることから、電源 Iーbの必要量はゼロとなるため、今回は電源 Iーbの募集は行なわないこといたしました。
中国 3ー1	電源 I 電源 I・II	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけな か。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載あり。	電源 I ピーク調整力の公募では、一般送配電事業者として周波数調整に活用する電源等を募集いたします。そのため、電源 I ピーク調整力募集要綱には、当社が周波数調整に必要な機能を記載しておりますので、要綱に記載のある機能は原則全て満たしていただく必要があります。
中国 3ー2	電源 I 電源 I・II	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	具体的な要件は、募集要綱の「3. 募集概要」に記載のとおりですが、募集要綱に定める要件を満たすのであれば、蓄電設備を利用した調整力についても応募は可能です。
中国 3ー3	電源 I 電源 I・II	調整力 I・II の募集に対し、調整力 I に対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源 I として入札していただく場合には、電源 I ピーク調整力募集要綱に基づく応札と電源 I・II 調整力募集要綱に基づく応募が必要となります。なお、電源 I ピーク調整力契約で容量(kW)に対する基本料金、電源 I・II 調整力契約で電力量(kWh)に対する従量料金をお支払いすることとしております。
中国 3ー4	電源 I 電源 I・II	電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とすべきではないか？	具体的な要件は、募集要綱の「3. 募集概要」に記載のとおりですが、募集要綱に定める要件を満たすものであれば、DR(アグリゲーターが複数需要場所のDRを集約して調整力を提供する場合があります。)を利用した調整力についても応募は可能です。
中国 3ー5	電源 I 電源 I・II	DR を実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい。 DR 専用枠を設けて頂きたい。(電源BーI枠) その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。	具体的な要件は、募集要綱の「3. 募集概要」に記載のとおりですが、募集要綱に定める要件を満たすものであれば、DR(アグリゲーターが複数需要場所の DR を集約して調整力を提供する場合があります。)を利用した調整力についても応募は可能です。 経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等) ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2 年以上等) ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等) ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5 分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。 ・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ・新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ・アグリゲータにより需要家募集は 3 月末まで可能として頂きたい。 ・公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。 なお、いただきましたご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。
四国 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	四国電力株式会社様におかれましても、電力・ガス取引監視等委員会 第 9 回 制度設計専門会合にて電気事業連合会様が発表された資料中の電源 1-b の調達検討をいただきたくお願い致します。ネガワットには発電と異なる特性があり、それらを考慮し、ネガワットを調達いただける場合の希望スペックイメージを下記します。ご検討いただきたくお願い致します。 緊急予備力入札: ネガワットが参加できるための要件サマリー(案) ・発動条件: システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時 ・反応時間: 事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間 ・持続時間: 明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。 ・リソースアベイラビリティ: ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク1、オンピーク2でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00(オンピーク1) 13:00-19:00(オンピーク2) ・対価の支払: 基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。 従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。 ・ディスパッチオーダー: リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。 ・ネガワット提供要件: 各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。 ・失敗時の取り扱い: ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる(但し減額上限は報酬の 100%) ・ベースライン: High 4 of 5 profile baseline(当日調整あり) ・計器/遠隔測定: 各参加需要家サイトでの 5 分毎のデータ読み込み 送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない ・発動制限: システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する(但し、1 発動/日が上限、連続発動は 3 日が上限)。 ・契約期間/ノミネーション: 契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする。	電源Ⅰ-bの募集量については、広域機関において示された電源Ⅰ 募集量と電源Ⅰ-a 募集量の差分を募集することとします。具体的に電源Ⅰ-b の募集要綱を参照願います。 ネガワット電源につきましても、募集要件に適合することにより対象となります。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		以上よろしく願い致します。	
四国 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	デマンドレスポンス推進のため、下記二点を意見として提出致します。 ・電源Ⅰーbの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい ・電源Ⅰーbの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源Ⅰーbについては、広域機関において示された電源Ⅰ募集量と電源Ⅰ-a募集量の差分を募集することとします。具体的に電源Ⅰーbの募集要綱を参照願います。
四国 3ー1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのか。	託送供給等約款に基づき、原則として、当社所有とし、当社で施設します。費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社託送サービスセンターにご相談願います。
四国 3ー2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけな いか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう 記載あり。	電源Ⅰ-aについては、周波数制御・需給バランス調整のため、ガバナフリー機能、周波数変動補償機能、AFC(自動周波数制御機能)、OTM(運転基準出力制御機能)の全ての機能の具備を要件としています。 電源Ⅰーbについては、OTMの機能の具備を要件としています。
四国 3ー3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	本募集要綱に明記する要件を満たせば、蓄電器も対象になり得ます。
四国 3ー4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰに対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源Ⅰ落札者は、入札価格に契約電力を乗じた額(基本料金)の精算方法を規定する「電源Ⅰピーク調整力契約」と、当社の指令に基づき上げ・下げ調整費用(従量料金)の精算方法を規定する「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約」の両方を契約していただくことになります。
四国 3ー5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とするべきではないか？	アグリゲーター単位で契約することも可能と考えております。
四国 3ー6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい DR専用枠を設けて頂きたい。(電源BーI枠) その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等) ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2 年以上等) ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等) ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5 分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。 ・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ・新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ・アグリゲータにより需要家募集は3 月末まで可能として頂きたい。 ・公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	DRについては、募集要件に適合することにより対象となります。 DR専用枠については、経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものではないこと」とされていることを踏まえ、専用枠を設けることは予定しておりません。 入札募集の締め切りについては次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。 当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。 応札時に需要家に関する情報を提出様式3ー3で提出いただきます。応札以降で、対象需要家を追加していただくことは可能です。ただし、電源Ⅰピーク調整力契約電力の変更はできません。
九州 1ー1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのか。	中央給電指令所内に設置する信号伝達装置については、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。 (当社が公表しております「託送供給約款等 62 通信設備の施設」を参照ください) 費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので当社ネットワークサービスセンターにご相談下さい。
九州 1ー2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけな いか。	電源Ⅰピーク調整力募集要綱に基づき募集する調整力については、設備要件に記載している周波数調整機能を満たしていただく必要があります。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう 記載あり。	
九州 1－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	要綱には、対象電源の一例として、火力発電設備と水力発電設備を記載しているもので、要件を満たしていただければ、蓄電池などのその他の電源等でも応募可能です。
九州 1－4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とするべきではないか？	電源での応募の場合は、原則として発電機を特定した上で容量単位での契約となります。 DR での応募の場合はアグリゲーター単位でも契約可能です。
九州 1－5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DR を実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい DR 専用枠を設けて頂きたい。(電源B－I枠) その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・今回のような意見募集を行って頂きたい。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等) ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2 年以上等) ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等) ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5 分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。 ・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ・新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ・アグリゲータにより需要家募集は3 月末まで可能として頂きたい。 ・公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	要綱に記載の要件を満たしていただければ、DR でも応募可能です。 なお、電源Iよりも要件を緩和した電源I’についても募集いたしますので、そちらでの応募もご検討ください。 (電源I’の詳細については、当社が公表しております「電源I’ 厳気象対応調整力募集要綱」を参照ください) 経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ご意見のような DR の事業者のみが応札可能な募集枠を設定することは適切ではないと考えます。
九州 2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	デマンドレスポンス実施のため下記二点を要望致します。 ・電源Ⅰ－bの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい ・電源Ⅰ－bの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源I-a 必要量の試算において、H27、H28 の実績データからの試算値では、29 年度の再エネ連系増加分(H28.8 末時点の接続済みが約 650 万 kW であり、29 年度には接続可能量 817 万 kW を超過する見込み)が考慮出来ていないこと、また H27 年間の試算値は 6.5%となっており、電源I必要量 7%との裕度も少ないことから、電源I必要量の全量を電源I-a として募集・運用するため、今回電源I－bの募集は行いません。 (下記 URL(電力広域的運営推進機関 第 9 回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料 3-2)を参照ください) https://www.occto.or.jp/oshirase/kakusfuiinkai/chousei_jukyu_09_haifu.html
九州 3－1	電源Ⅰ´	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	必要な都度、調整力募集要綱に対する意見募集を行い、結果を公表します。
九州 3－2	電源Ⅰ´	随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	同一需要家に対する随時調整契約と電源I’ 厳気象対応調整力契約の重複については、原則、当該容量(kW)が両契約で重複していない場合、可とします。
九州 3－3	電源Ⅰ´	過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 3－4	電源Ⅰ´	通信要件は現行程度(専用線等の過度な対策は行わない)としていただきたい。	同上

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
九州 3－5	電源Ⅰ'	統一した規格(共通化)をお願いしたい。	同上
九州 3－6	電源Ⅰ'	インターフェイス関係は、現行 VTN・VEN 活用を前提に実施いただきたい。	同上
九州 3－7	電源Ⅰ'	オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施している OpenADR を用いることは想定していないのか。	同上
九州 3－8	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	同上
九州 3－9	電源Ⅰ'	アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	今回の募集においては、経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の中で長期契約が1年間とされていることから、契約期間を1年間としております。
九州 3－10	電源Ⅰ'	発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	電源での応募の場合は、原則として発電機を特定した上で容量単位での契約となります。
九州 3－11	電源Ⅰ'	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は 3 月末まで可能とする(入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。) 公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示(入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど)をお願いしたい。 その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	当社は、一般送配電事業者として周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供いただける事業者を選定する必要があることから、アグリゲーターさまにつきましては、応札時点で需要家の確保をお願いするものです。(ただし、3 月時点で需要家を確保することが可能な場合を含みます) 応札時には、応札時点で確保している需要家のリストを提出していただきます。 (需要家の確保が完了した時点で全需要家リストを提出していただきます) なお、3 月時点で需要家の確保ができない場合は、不足容量分に応じたペナルティを設定しますので、ご注意ください。
九州 3－12	電源Ⅰ'	ここでの電源1－bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	電源I-a 必要量の試算において、H27、H28 の実績データからの試算値では、29 年度の再エネ連系増加分(H28.8 末時点の接続済みが約 650 万 kW であり、29 年度には接続可能量 817 万 kW を超過する見込み)が考慮出来ていないこと、また H27 年間の試算値は 6.5%となっており、電源I必要量 7%との裕度も少ないことから、電源I必要量の全量を電源I-a として募集・運用するため、今回電源I－bの募集は行いません。 (下記 URL(電力広域的運営推進機関 第 9 回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料 3-2)を参照ください) https://www.occto.or.jp/oshirase/kakusfuiinkai/chousei_jukyu_09_haifu.html
九州 3－13	電源Ⅰ'	Load dispatch が Spec に入る場合には、ある一定サイズ毎にしていきたい。	ご意見の趣旨をつかみかねますので、回答は差し控えさせていただきます。
九州 3－14	電源Ⅰ'	停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい	ペナルティについては、経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を供出したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合、調整力を提供することができなかった期間に対応する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、当社の責とならない事由により、電源I' として契約した容量(kW)を一部でも供出できなかった場合は停止日数としてカウントし、ペナルティの対象となります。 ただし、ペナルティとなった場合でも、電力量(kWh)価格については、実際に供出していただいた電力量(kWh)に応じて費用精算を行います。
九州 3－15	電源Ⅰ'	停止割戻対象時間(最長 2 時間)は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	当社が募集する電源I' において、停止割戻対象時間という概念はありません。
九州 3－16	電源Ⅰ'	昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。 その際、除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	電源I' は、原則として、夏期および冬期の平日9時～20時の間で供出していただきます。 これ以外の期間については、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきますが、仮に供出できなかった場合でも、停止日数にはカウントされません。 昼休みの時間帯については、需要が減少する傾向にあるものの、実際の運用を行う上で、厳気象対応調整力が不要とまでは言えないことから、厳気象対応準備時間(9時～20時)に含めておりますが、これにより、特定の電源等を劣後して扱うものとは考えておりません。
九州	電源Ⅰ'	ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW 以上)をなくし、小容量での参	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
3－17		加も可能としていただきたい。	能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ご意見のような特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件を設定することは適切ではないと考えます。
九州 3－18	電源Ⅰ'	長期的には DR 容量 10MW 以下のものの組み入れをお願いしたい。	ご要望を踏まえ、需要家ごとの調整量(供出電力)については、10kW から 1kW に見直します。
九州 3－19	電源Ⅰ'	取引単位は、JEPX 取引単位同様に 100kW としていただきたい。	最低入札量は当社中央給電指令所のシステムの都合上、1,000kW とします。
九州 3－20	電源Ⅰ'	公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、非公表とさせていただきます。
九州 3－21	電源Ⅰ'	ネガワットについては現在の実証において 10 分前予告、1 時間前予告、4 時間前予告で分かれているので、今回の入札にあたっては、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	指令から調整実施までの時間が短いものについては、落札審査で評価しております。メニューの細分化については今後の参考にさせていただきます。
九州 3－22	電源Ⅰ'	最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に 30 分、1 時間、2 時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	メニューの細分化については今後の参考にさせていただきます。
九州 3－23	電源Ⅰ'	DR 専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとは別としていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ご意見のような特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件を設定することは適切ではないと考えます。
九州 3－24	電源Ⅰ'	DR で参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。	同一アグリゲーターが、異なる需要家の構成で複数の入札を行うことは可能です。
九州 3－25	電源Ⅰ'	DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。	当社は、一般送配電事業者として周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供いただける事業者を選定することから、アグリゲーターさまにつきましては、応札時点で需要家の確保をお願いするものです。(ただし、3 月時点で需要家を確保することが可能な場合を含みます) 応札時には、応札時点で確保している需要家のリストを提出していただきます。 (需要家の確保が完了した時点で全需要家リストを提出していただきます) なお、3 月時点で需要家の確保ができない場合は、不足容量分に応じたペナルティを設定しますので、ご留意ください。
九州 3－26	電源Ⅰ'	ペナルティに関して今回設定されるⅠ'のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい(Ⅰ'の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えるため)。	ご意見のとおり、契約容量(kW)以上に調整力を供出していただいた場合は、ペナルティの対象にはなりません。
九州 3－27	電源Ⅰ'	計測はアグリゲーターが実施する。	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 3－28	電源Ⅰ'	発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？ 相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。	同上
九州 3－29	電源Ⅰ'	スマートメーターからのパルス、B ルート連携測定器(BEMS、HEMS)で計測する。	同上
九州 3－30	電源Ⅰ'	需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール(申請方法、処置・応諾期間)等を予め設定する。	同上
九州 3－31	電源Ⅰ'	計量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。	同上

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
九州 3－32	電源Ⅰ'	時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	同上
九州 3－33	電源Ⅰ'	スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。	同上
九州 3－34	電源Ⅰ'	計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様にお願いしたい。	同上
九州 3－35	電源Ⅰ'	★計測粒度 ・現行ルール通り(10 分前予告は 5 分毎、その他メニューは 30 分毎)。	同上
九州 3－36	電源Ⅰ'	取引決済は毎月 1 回実施(固定費・可変費とも)としていただきたい。	同上
九州 3－37	電源Ⅰ'	Type II DR ではネガワット調整金が小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。	ご意見は「電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 8 章 契約条件1 ロ(ハ)」の条文に対するものと推察いたしますが、本条文は、需要家による DR が確実に行われ、契約容量(kW)に相当する調整力が確実に供出されるために、「ネガワット取引に関するガイドライン(資源エネルギー庁)」に準じて、アグリゲーターと小売電気事業者との間で調整力の供出が円滑かつ確実に実施できるよう事前の協議をお願いするものです。 なお、意見募集を行った要綱(案)から、条文の表現を以下のとおり見直しましたので、ご注意ください。 「需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で適切な協議がなされていること。」
九州 3－38	電源Ⅰ'	アグリゲータの条件として需要家ごとに 10kW の調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	ご要望を踏まえ、需要家ごとの調整量(供出電力)については、10kW から 1kW に見直します。
九州 3－39	電源Ⅰ'	需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 3－40	電源Ⅰ'	アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告(上記と同じ内容)する。	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 3－41	電源Ⅰ'	アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DR の実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月 1 回(月末)に纏めて実施としていただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。 速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい(例えば、24h 以内、12h 以内など)。	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 4－1	電源Ⅰ'	P2、第 1 章 はじめに ●●●● kW に相当する 調整力を様々な種類の電源から構成するのを確実にすることは九州電力の利益になると考える。これにより調整力全体の供給信頼度を向上させ、長期的にはコスト削減にも繋がる。初年度においては、ある一定の DR を電源Ⅰ' として調達する%もしくは MW 等の専用枠を別途設定していただくことを検討していただきたい。 DR は新しい電源としてのコストを発生しつつ、主に完全に減価償却済みの経年発電設備と競争しなくてはならず、短期的に不利な条件に置かれているため、このような措置は導入開始時期には重要である。DR が持続可能な電源としての地位を確立するために、電源Ⅰ' の調達量全体のうち 25%を DR 専用枠として設定することが適当であると考え。上限価格以下で入札した電源で十分な DR が確保できなかった場合、不足分については発電設備から調達することができる。競争の促進のみならず、DR 調達により得られる具体的な利点は下記の通り。 ① 自然と分散している需要家郡から得られる立地分散リスク ②複数の需要家で構成する大規模なポートフォリオが提供する高い供給信頼度。発電設備とは異なり、DR	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、ご意見のような特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件を設定することは適切ではないと考えます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		は複数の需要家からなる電源として即稼動停止することは決してなく、契約容量の 0%を提供するというこ もない。 ③反応速度が速く柔軟性のある電源（特に再生可能エネルギーの系統接続が増加している状況では有効） （広域機関 第 7 回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 配布資料 2 32 ページ参照）	
九州 4－2	電源Ⅰ'	P4、第 2 章 注意事項 2 (7) (7)本要綱に基づく電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW) 契約並びに電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kWh) 契約(ま たはこれに替わって締結する電源Ⅰ・Ⅱ 調整力契約)は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与 えられるものとします。 契約書の雛形を確認できていないのですが、いつごろ公開されるのかご教示ください。	契約書の雛形は入札募集開始時から当社ホームページに掲載しておりますので、以下のリンクを参照ください。 http://www.kyuden.co.jp/wheeling_adjusting-power.html
九州 4－3	電源Ⅰ'	P4、第 2 章 注意事項 2 (8) 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、他社からの応札を前提にその取り扱い方法について記載してい ますが、応札者が自社・他社に関わらず公平に取り扱うこととします。 弊社は DR アグリゲータとして入札する九州電力小売部門が行使するであろう潜在的なマーケットパワーを 非常に危惧している。主な理由は下記の二つ。 ①九州電力小売部門は、実証事業を通してアグリゲータが獲得している需要家の情報を持っており、これは 実証事業に参加している需要家を不公平にターゲットにする機会を与えている。さらに、九州電力小売部 門が他社アグリゲータの顧客情報に継続的にアクセスし、競争上優位にたてることに対しても懸念があ る。これらの情報に九州電力小売部門がアクセスできないよう顧客情報の保護等の対策を実施することを 検討していただきたい。 ②九州電力小売部門は、同社管内のほとんどの需要家の小売事業者である。小売事業者として既存の電力 需給契約を維持するのと引き換えに、不当な契約条件(高額な対価設定、ペナルティなし等)を提示して、 電源Ⅰ' の公募に DR として入札することを懸念している。これは競争を阻害し、電源Ⅰ' を提供する DR の 質の悪化や供給信頼度の低下に繋がりがかねない。九州電力小売部門が DR として電源Ⅰ' の公募に参加 するにあてって需要家にオファーする契約条件に、何らかの具体的な制限を設けることが適当であると思 える。	①貴社がご意見として記載の実証事業とは、平成 28 年度バーチャルパワープラント構築実証事業の B 事業 「高度制御型ディマンドリスポンス実証事業」及び、平成 26 年度次世代エネルギー技術実証事業の C-1 事業「ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」を指していると推察いたしま すが、当社は同実証事業には参加していないため、ご懸念されております当社小売部門が競走上優位に立 つことはないと考えます。 ②当社小売部門は経済産業省の「適正な電力取引についての指針」に基づく業務運営を行っており、指針に 定められていない制限を設けることは考えておりません。
九州 4－4	電源Ⅰ'	P10、第 3 章 用語の定義 5 オンライン指令 一般送配電事業者が自らの供給区域(離島除く)の需給バランス調整を行うため、通信伝送ルートを通じて、 直接的に、需給バランス調整機能を具備した発電所等へ出力増を指令すること。中央給電指令所～発電所 等間の通信設備等が必要となる。(既に当社総合制御所～発電所等間の通信設備等が構築されており、そ れを用いて、本要綱にて定める要件を満たすことができる場合は、この 限りではありません。) DR は、常に系統に接続させているため、定義としてオンライン電源であると理解している。オンライン電源の 定義を明確にしていきたい。	オンライン電源とは、当社中央給電指令所から通信伝送ルートを通じて指令を受け、出力増減あるいは需要 抑制を行うことで調整力提供ができる電源等のことを言います。
九州 4－5	電源Ⅰ'	P12、第 5 章 募集概要 1 対象電源等 オフライン電源等での応札も可能といたしますが、遅滞なく調整力を活用するため、オフラインの条件で電源 Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW) 契約および電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kWh) 契約を締結する電源等は、最大 5 件とさせていただきます。 九州電力がオフライン電源の入札を制限したいのは明らかである。しかしながら、公募要領で提案されてい るメカニズムを懸念する。電源を 5 箇所と限定する代わりに、調達容量全体のうちある特定の容量をオフ ライン電源として限定落札することを提案したい。本提案は、現行の案よりも確実な落札結果を提供する。具 体的には、調達容量全体の 33%までがオフライン電源の調達容量とすることを提案する。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可 能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされているこ とを踏まえ、ご意見のような特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件を設定することは適切ではな いと考えます。
九州 4－6	電源Ⅰ'	P12、第 5 章 募集概要 1 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力提供期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。	電源Ⅰ' は、原則として、夏期および冬期の平日9時～20時の間で供出していただきます。 これ以外の期間については、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきますが、仮に供出

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時に DR に不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	できなかった場合でも、停止日数にはカウントされません。 昼休みの時間帯については、需要が減少する傾向にあるものの、実際の運用を行う上で、厳気象対応調整力が不要とまでは言えないことから、厳気象対応準備時間(9時～20時)に含めておりますが、これにより、特定の電源等を劣後して扱うものとは考えておりません。
九州 4－7	電源Ⅰ'	P13、第5章 募集概要 2 最低入札量 発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して入札を実施していただきます。DR を活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータ単位で実施していただきます。 1000kW 以上入札する場合の入札単位をご教示いただきたい。(1,000kW 以上は 100kW 単位で入札等)	最低入札量を 1,000kW とし、最低入札量以上については 1kW 単位で入札可能とします。
九州 4－8	電源Ⅰ'	P13、第5章 募集概要 2 上限価格の設定 入札価格が、当社が定める上限価格以下となることが必要です。なお、上限価格は公表いたしません。 公募要綱内にある上限価格はどのように設定されるのかご教示いただきたい。また、設定された上限価格を入札するであろう事業者に公表するののかもご確認いただきたい。	適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、非公表とさせていただきます。
九州 4－9	電源Ⅰ'	P13、第5章 募集概要 2 他の調整力募集への入札の取扱い 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて、電源Ⅰピーク調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いはい以下のとおりといたします。 イ各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札(以下、重複入札といいます。)された場合 ・同一調整力公募への重複入札は認められません。 ・電源Ⅰピーク調整力、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の順に落札案件決定を行うこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。 各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札(以下、複数入札といいます。)をされた場合 ・同一調整力公募への複数入札は認められません。 ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行うものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。 DR 入札で参加する需要家が異なる場合には、アグリゲータ事業者によるある一定の創意工夫を認めるべく、異なるポートフォリオの構築をもって複数入札することを認めて頂きたい。ポートフォリオ構築にあたって、異なる業種・異なるビジネスプラン・異なる柔軟性・異なる反応時間・異なる需要家サイズ・異なるコストをもって複数のポートフォリオを構築することができ、各ポートフォリオは独自の電源として機能する。この柔軟性を認めていただくことで、九州電力は電源Ⅰ' 調達コストを削減できる可能性が十分にある。	同一アグリゲーターが、異なる需要家の構成で複数の入札を行うことは可能です。
九州 4－10	電源Ⅰ'	P14、第5章 募集概要 3 設備要件 信号オンラインで応札の場合 当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2016))への準拠が必要になります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。 現在 METI 実証で使用されている OADR は御社の定めるセキュリティ要件に従っているか、ご確認いただきたい。	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 4－11	電源Ⅰ'	P15、第5章 募集概要 4 運用要件原則 3 時間継続提供可能 当社の指令に応じて調整実施して以降、原則として3時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。ただし、調整実施後3時間以内に、当社から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。 発動指令のキャンセルは、最低でもイベント開始 30 分前(もしくは 60 分前)を検討していただきたい。イベント開始時間直前に発動指令のキャンセルが起これと、多く需要家は既に削減のための活動を開始し通常業	運用についての詳細は、落札後に別途、協議させていただきます。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
		務を変更している可能性がある。このような誤った阻害は可能な限り回避されるべきである。	
九州 4－12	電源Ⅰ'	P17、第5章 募集概要 6 運用要件電源Ⅰ' 厳気象対応調整発動可能回数 電源等の状況・都合により、契約期間内の電源Ⅰ' 厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については、応札時に申し出て頂きます。ただし、当該発動可能回数は 12 回以上とします。(発動 可能回数に達するまでは、契約期間の厳気象対応準備時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきま す。) 電源1' は一番最後に発動される安定供給に寄与する需給調整用途の電源だと理解しているが、ご確認いただきたい。 10 年に 1 度の厳気象に対応するための電源であると認識しているが、どのような条件下で電源1' が発動されるのか明確にしていきたい。また、具体的な電源1' の発動の条件(トリガー)をご教示いただきたい。	電源I' は、10 年に 1 回程度の猛暑(厳寒)へのリスク対応のための電源等として募集量を算定しておりますが、実際の運用では、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきます。
九州 4－13	電源Ⅰ'	P17、第5章 募集概要 6 その他技術的信憑性 発電等指令に対する調整量の試験を実施(確認方法: 現地確認) ポートフォリオ単位で DR の技術要件・機能を評価・確認していただきたい。また試験の成功要件については、電源1' 提供開始時期より前に送配電事業者との対向試験を実施し、ポートフォリオ単位での成功をもって制御機能の確認としていただきたい。	機能の確認・試験は契約単位で評価しますが、アグリゲーターさまとの契約の場合は、必要に応じて各需要家の確認・試験を実施します。
九州 4－14	電源Ⅰ'	P25、第6章 応札方法 8 (3) 電源等の仕様書様式 3-3 DRを活用した電源等一覧 これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。(実際、需要家の募集は 2017 年 4 月直前まで行うため。)アグリゲーターがコミットした MW を契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティーが課される場合には、他市場のペナルティー内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。	当社は、一般送配電事業者として周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供いただける事業者を選定する必要があることから、アグリゲーターさまにつきましては、応札時点で需要家の確保をお願いするものです。(ただし、3 月時点で需要家を確保することが可能な場合を含みます) 応札時には、応札時点で確保している需要家のリストを提出していただきます。 (需要家の確保が完了した時点で全需要家リストを提出していただきます) なお、3 月時点で需要家の確保ができない場合は、不足容量分に応じたペナルティを設定しますので、ご注意ください。
九州 4－15	電源Ⅰ'	P28、第7章 評価および落札案件決定の方法 1 [ステップ 2] 非価格要素評価点の算定 ①このようなタイプの電源に関しては、平日の営業日以外の時間帯に発動イベントが起こる可能性は低いため、土日及び祝日に待機期間を必須要件として課すことは不要であるとする。もし平日の営業日以外の時間帯に発動する可能性がある場合(ランチの時間帯も含む)、その理由をご説明いただきたい。その可能性がなければ、現行の待機可能日数(土日・祝日を含む)は必然的に DR を不利な条件に置くことになる。これは、実際に発動が必要な時間帯に待機時間を設定する場合よりも、結果的に DR からより少ない入札と MW を九州電力は調達することを意味する。 ②反応時間が 60 分の場合、非価格要素評価点として加点されるのかご教示いただきたい。60 分が加点対象とならない場合、例えば 59 分は加点対象となるのか、また具体的に何分間隔で反応時間を設定すれば加点対象となるのかご教示いただきたい。 ③各電源のラインロスの調整を非価格要素として評価対象にするようご検討いただきたい。具体的には、DR は常に系統に接続しており容量提供するにあたってラインロスが発生しない。そのため DR は非価格要素評価で 5 点を得るべきである。ラインロスの調整分に非価格要素評価を 5 点与えることで、発電設備に発生する～5%のラインロス(DR が発動時に実際に提供する容量よりも 5%少ない容量を発電設備は提供)を公平に反映することになる。このような各電源のラインロスの調整を用いることは、発電と DR 両方を調達する電力市場では一般的に見受けられる。(例:PJM)	①電源I' は、原則として、夏期および冬期の平日9時～20時の間で供出していただきます。 これ以外の期間については、契約条件の範囲内で需給状況に応じて発動させていただきますが、仮に供出できなかった場合でも、停止日数にはカウントされません。 昼休みの時間帯については、需要が減少する傾向にあるものの、実際の運用を行う上で、厳気象対応調整力が不要とまでは言えないことから、厳気象対応準備時間(9時～20時)に含めておりますが、これにより、特定の電源等を劣後して扱うものとは考えておりません。 ②要綱に記載のとおり、「指令から調整実施までの時間が短いもの」について加点評価を行います。 具体的な加点内容は以下のとおりです。(意見募集を行った要綱(案)から下線部を修正しています) 30 分未満(+5 点)、30 分～1 時間未満(+4 点)、1 時間～1 時間 30 分未満(+3 点)、<u>1 時間 30 分～2 時間未満(+2 点)</u>、<u>2 時間～2 時間 30 分未満(+1 点)</u> ③ご意見については今後の参考にさせていただきます。
九州 4－16	電源Ⅰ'	P29、第7章 評価および落札案件決定の方法 1 [ステップ 4] 落札者の決定 Paid as Bid もしくは Paid as Cleared なのかご教示いただきたい。	入札された価格での支払いとなります。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
九州 4－17	電源Ⅰ'	P30、第 8 章 契約の条件 1 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者（小売事業者等）が厳気象対応調整力の提供により不利益を被ることがないよう、厳気象対応調整分に相当する売上げを調達するなどの契約がなされていること。 ネガワット調整金及び関連する小売事業者との契約等は、電源Ⅰ'には課さないようにしていただきたい。理由は下記の 2 つ。 ①電源Ⅰ'は厳気象発生時に系統安定化・供給信頼度維持のために発動される電源だと認識しており、小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論からは切り離し、別途違った扱いがなされるべきである。小売事業者の供給力確保義務・同時同量義務・利益の議論に関連するのはあくまで類型 1 もしくは類型 1-2 のネガワットのみに限定されるべきであり、類型 2（電源Ⅰ'）には不適切であると考える。 ②このような小売事業者との調整金及び関連契約等を必須条件としている市場では、アグリゲータ事業者の参加率が限定され、結果的に DR 業界全体が成長していない。ドイツでは同様の条件がアグリゲータ事業者と小売事業者間で必要とされおり、DR プログラムへの参加は極めて難しく、持続可能な事業運営体制を維持するのも難しい。もしこのような調整金・契約等の条件が制度設計上どうしても必要ということであれば、アグリゲータ事業者ではなく、例えば広域機関のような中央管理機関が調整を担うべきである。北米では ISO が同役割を担っており、例えば米国北東部の PJM エリアでは、PJM が調整役の責任があり、小売事業者への補填等は「LMP-G」で調整されている。（LMP-G（卸売市場価格から発電単価を差し引いたもの））	ご意見は「電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 8 章 契約条件 1 ロ(ハ)」の条文に対するものと推察いたしますが、本条文は、需要家による DR が確実に行われ、契約容量(kW)に相当する調整力が確実に供出されるために、「ネガワット取引に関するガイドライン(資源エネルギー庁)」に準じて、アグリゲーターと小売電気事業者との間で調整力の供出が円滑かつ確実に実施できるよう事前の協議をお願いするものです。 なお、意見募集を行った要綱(案)から、条文の表現を以下のとおり見直しましたので、ご注意ください。 「需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲータとの間または当該小売電気事業者と需要家との間で適切な協議がなされていること。」
九州 4－18	電源Ⅰ'	P30、第 8 章 契約の条件 1 へ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、当社託送供給等約款附則 11（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。 この約款が何を意味するのか、明らかにしていただきたい。	当社託送供給等約款附則 11(契約の要件等についての特別措置)では、平成 28 年 4 月より計画値同量制度※が導入されたのに伴い、同制度導入以前に接続供給契約(実需同時同量制度※)を締結している契約者に対して、平成 28 年 4 月以降も実需同量制度を選択できるように定めています。 「電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 8 章 契約条件 1 へ」の条文は、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が、上述の特別措置の適用を受けていない(実需同時同量制度を選択していない)ことを求めるものです。 ※制度の詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、以下の URL を参照ください。 http://www.kyuden.co.jp/wheeling_liberal_connection-plan.html http://www.kyuden.co.jp/wheeling_liberal_connection-demand.html
九州 4－19	電源Ⅰ'	P32、第 8 章 契約条件 3 停止日数 停止日数は、夏期および冬期において、当社の責とならない事由で電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に供出できなくなった日数とします。ただし、天変地異等やむを得ない事由による場合は停止日数から除外することとします。 「全部または一部」の定義を明確にしていきたい。可能であれば、具体的な算定式を用いて成功・失敗の判断いただくようお願いしたい。また、ペナルティについては、契約容量のうち実際に提供した容量、もしくは実際のパフォーマンスに応じた設定となるようご検討いただきたい。	ペナルティについては、経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を供出したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合、調整力を提供することができなかった期間に対応する容量(kW)価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、当社の責とならない事由により、電源Ⅰ'として契約した容量(kW)を一部でも供出できなかった場合は停止日数としてカウントし、ペナルティの対象となります。 ただし、ペナルティとなった場合でも、電力量(kWh)価格については、実際に供出していただいた電力量(kWh)に応じて費用精算を行います。
九州 4－20	電源Ⅰ'	P32、第 8 章 契約条件 3 停止日数 なお、前日 12 時までに電源Ⅰ' 厳気象対応調整力を供出可能な代替電源を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数の対象外とします。 ここでの電源Ⅰ-bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	電源Ⅰ-a 必要量の試算において、H27、H28 の実績データからの試算値では、29 年度の再エネ連系増加分（H28.8 末時点の接続済みが約 650 万 kW であり、29 年度には接続可能量 817 万 kW を超過する見込み）が考慮出来ていないこと、また H27 年間の試算値は 6.5%となっており、電源Ⅰ必要量 7%との裕度も少ないことから、電源Ⅰ必要量の全量を電源Ⅰ-a として募集・運用するため、今回電源Ⅰ-bの募集は行いません。 （下記 URL(電力広域的運営推進機関 第 9 回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料 3-2)を参照ください) https://www.occto.or.jp/oshirase/kakusfuiinkai/chousei_jukyu_09_haifu.html

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
九州 4－21	電源Ⅰ'	P33、第 8 章 契約条件 4 ペナルティ停止割戻料金 停止割戻料金の算定式 停止割戻料金 ＝基本料金 ÷（365 日一年間停止可能日数 240 日）× 停止日数 × 1.5 停止割戻料金の算定式について、どのように算定されるのかより詳細な情報をご提示いただきたい。具体的には、停止割戻対象時間は、どのように求められるのかご教示いただきたい。諸外国の電力市場では、ペナルティは実際のパフォーマンスに応じて算定・評価されるのが通常である。例えば、100MW の契約容量を持つ電源が、実際に発動されたときに 80MW 提供した場合、当該電源は提供に失敗した不足分 20MW に対してペナルティを払うようになっている。100MW の契約容量全体に対してのペナルティを払うことにはなっていない。本公募案件においても同様にペナルティが規定されていると認識しているが、念の為ご確認いただきたい。また、いくつかの異なるパフォーマンスシナリオにおいてペナルティの算定の仕方を説明した具体例をご提示いただきたい。	当社が募集する電源Ⅰ'において、停止割戻対象時間という概念はありません。
九州 4－22	電源Ⅰ'	P36、第 9 章 その他（計測単位について） DR を活用して応れられる場合は、当社託送供給等約款に基づく軽量機を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令に基づく調視力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量機の設置は不要です。 計量器からのデーターをいつ・どのようにアグリゲータが取得できるのか明確にしていきたい。（例：制度設計で議論されている A/B/C ルート等）	DR の計測方法やセキュリティ要件等の制度面については、全国大で標準化が必要な課題と認識しており、今後の実証事業の状況も踏まえ、対応を検討させていただきます。 なお、今回いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
九州 4－23	電源Ⅰ'	P37、第 9 章 その他（機能の確認・試験について） 現地（DR を活用した電源等においては、アグリゲータ～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。 ポートフォリオ単位で DR の技術要件・機能を評価・確認していただきたい。また試験の成功要件については、電源Ⅰ' 提供開始時期より前に送配電事業者との対向試験を実施し、ポートフォリオ単位での成功をもって制御機能の確認としていただきたい。	機能の確認・試験は契約単位で評価しますが、アグリゲーターさまとの契約の場合は、必要に応じて各需要家の確認・試験を実施します。
沖縄 1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	・電源Ⅰ－bの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい ・電源Ⅰ－bの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	電源Ⅰ－bは、第9回制度設計専門会合、資料 6-1 に記載されている周波数調整機能を必須としない電源等と理解いたします。弊社の電源Ⅰの募集要綱(案)においては、周波数調整機能を必要としない電源等を募集する募集区分②を設定しております。
沖縄 2－1	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。 連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載あり。	オンライン制御や周波数調整機能については、安定供給の面で必要な要件であり、原則として満たしていただく必要があります。なお、ガバナフリー無しの要件については、募集要綱(案)の募集区分②で設定しております。
沖縄 2－2	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか？対象は記載だと火力、水力のみ。	電源のみに限定しない表記として「電源等」と記載しております。
沖縄 2－3	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰに対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	電源Ⅰ・Ⅱ調整力に申込みされる方が、電源Ⅰピーク調整力に入れられる場合は、電源Ⅰピーク調整力募集要綱により、基本料金(年間料金)を設定していただきます。
沖縄 2－4	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	電源単位での契約ということだが、アグリゲーター—の立場の場合は、アグリゲーター—との契約とするべきではないか？	DRを活用される場合は、アグリゲーター単位での契約を排除するものではありません。
沖縄 2－5	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DRを実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい	DRを活用される場合は、単独または複数の需要家を集約したアグリゲーターとして、応募することが可能です。

対象・番号	種別	ご 意 見	各一般送配電事業者による回答
沖縄 2ー6	電源Ⅰ 電源Ⅰ・Ⅱ	DR 専用枠を設けて頂きたい。(電源BーI枠) その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等) ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2 年以上等) ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等) ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい ・5 分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。 ・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。 ・新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。 ・アグリゲータにより需要家募集は 3 月末まで可能として頂きたい。 ・公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。

以上